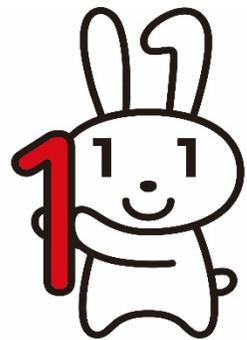




総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

マイナンバーカードを活用した オンライン取引等の可能性について



マイナちゃん

平成30年2月
総務省自治行政局住民制度課



マイキーくん

マイナンバー制度の概要

～行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律～

基本理念

- 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、**社会保障制度、税制、災害対策に関する分野**における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（第3条第2項）。

個人番号

- 市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られる個人番号**を指定し、**通知カード**により本人に通知（第7条第1項）。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可（第7条第2項）。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- **個人番号の利用範囲を法律に規定**（第9条）。①国・地方の機関での**社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に関する事務**での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③**災害時の金融機関での利用に限定**。
- 番号法に規定する場合を除き、**他人に個人番号の提供を求めることは禁止**（第15条）。本人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**（第16条）。

マイナンバーカード

- 市町村長は、**顔写真付きのマイナンバーカードを交付**（第17条第1項）。この場合、通知カードの返納を受ける。
- ①市町村は条例で定めるところにより、②政令で定めるもの（民間事業者等）は政令で定めるところにより、**総務大臣が定める安全基準に従って、ICチップの空き領域を利用することができる**（第18条）。

個人情報保護

- 番号法の規定によるものを除き、**特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の収集・保管**（第20条）及び**特定個人情報ファイルの作成を禁止**（第28条）。
- **特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等が**情報提供ネットワークシステムを使用しての提供**など、番号法に規定するものに限り可能（第19条）。※民間事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用できない。
- 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行う際の**連携キーとして個人番号を用いない等、個人情報の一元管理ができない仕組み**を構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（**マイナポータル**）の**提供**（附則第6条第5項）、**特定個人情報保護評価の実施**（第27条）、**個人情報保護委員会の設置、罰則の強化**（第51条～第60条）など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知（第42条）。**法人番号は原則公表**。※民間での自由な利用も可。

検討等

- 法施行後3年を目途として、**個人番号の利用範囲の拡大**について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。

マイナンバーの利用範囲

別表第一(第9条関係)

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
 - 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
 - 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
 - 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務
- 等

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
 - 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務
- 等

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
 - 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
 - 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
 - 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
 - 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
 - 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
 - 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
 - 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
 - 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務
- 等

税分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用

マイナンバーカードの様式、申請・交付

様式

表面



- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

裏面



- うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができる。

ICチップ内のAP構成

電子証明書

を格納する。

公的個人認証AP

電子証明書

券面事項確認AP

券面事項入力補助AP

住基AP

プラットフォーム

ICチップ
空き領域

市町村等が用意した独自 **アプリ** を搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番

H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法がある。



マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成29年12月1日現在)

1 団体区分別

区分	人口 (H29.1.1時点)	交付枚数 (H29.12.1時点)	人口に対する交付枚数率
全国	127,907,086	13,009,137	10.2%
特別区	9,302,962	1,220,372	13.1%
政令指定都市	27,394,218	3,020,320	11.0%
市(政令指定都市を除く)	80,061,226	7,817,698	9.8%
町村	11,148,680	950,747	8.5%

2 区分別交付率上位10位

【特別区・市】

団体名	人口 (H29.1.1時点)	交付枚数 (H29.12.1時点)	人口に対する 交付枚数率
宮崎県都城市	167,351	38,594	23.1%
鹿児島県西之表市	15,924	2,920	18.3%
宮崎県串間市	19,253	3,444	17.9%
奈良県橿原市	123,589	21,748	17.6%
兵庫県芦屋市	96,246	16,237	16.9%
愛媛県西予市	39,767	6,697	16.8%
奈良県生駒市	120,925	20,351	16.8%
東京都港区	249,242	41,741	16.7%
東京都日野市	183,589	30,197	16.4%
東京都中央区	149,640	24,337	16.3%

【町村】

団体名	人口 (H29.1.1時点)	交付枚数 (H29.12.1時点)	人口に対する 交付枚数率
新潟県岩船郡粟島浦村	353	156	44.2%
大分県東国東郡姫島村	2,152	887	41.2%
茨城県猿島郡五霞町	8,858	2,691	30.4%
福島県大沼郡昭和村	1,326	377	28.4%
沖縄県島尻郡伊是名村	1,526	410	26.9%
福島県双葉郡富岡町	13,597	3,047	22.4%
沖縄県島尻郡北大東村	580	127	21.9%
奈良県吉野郡上北山村	545	112	20.6%
福島県田村郡三春町	17,585	3,429	19.5%
福島県南会津郡檜枝岐村	584	109	18.7%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成29年12月1日現在)

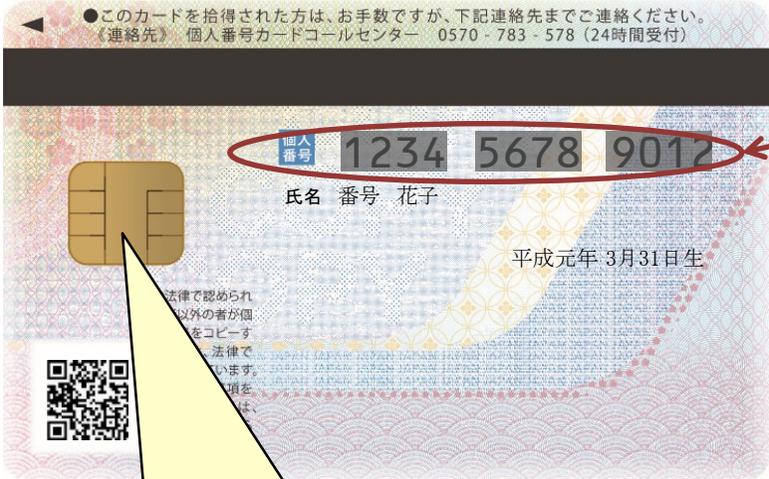
3 都道府県一覧

都道府県名	総数(人口) 【H29.1.1時点】	交付枚数 【H29.12.1時点】	人口に対する 交付枚数率	都道府県名	総数(人口) 【H29.1.1時点】	交付枚数 【H29.12.1時点】	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,370,807	472,271	8.8%	滋賀県	1,420,260	136,956	9.6%
青森県	1,323,861	124,297	9.4%	京都府	2,569,410	256,818	10.0%
岩手県	1,277,271	118,629	9.3%	大阪府	8,861,437	992,844	11.2%
宮城県	2,319,438	226,178	9.8%	兵庫県	5,606,545	659,271	11.8%
秋田県	1,029,196	81,155	7.9%	奈良県	1,380,181	162,934	11.8%
山形県	1,118,468	79,107	7.1%	和歌山県	984,689	77,282	7.8%
福島県	1,938,559	173,550	9.0%	鳥取県	575,264	48,207	8.4%
茨城県	2,960,458	297,132	10.0%	島根県	696,382	63,435	9.1%
栃木県	1,991,597	178,366	9.0%	岡山県	1,927,632	164,297	8.5%
群馬県	1,998,275	169,516	8.5%	広島県	2,857,475	294,790	10.3%
埼玉県	7,343,807	753,862	10.3%	山口県	1,408,588	143,491	10.2%
千葉県	6,283,602	725,973	11.6%	徳島県	764,213	62,463	8.2%
東京都	13,530,053	1,739,811	12.9%	香川県	997,811	83,929	8.4%
神奈川県	9,155,389	1,181,533	12.9%	愛媛県	1,405,325	114,975	8.2%
新潟県	2,300,923	170,300	7.4%	高知県	732,535	46,100	6.3%
富山県	1,074,705	98,039	9.1%	福岡県	5,126,389	457,365	8.9%
石川県	1,153,627	92,230	8.0%	佐賀県	837,977	67,898	8.1%
福井県	794,433	53,888	6.8%	長崎県	1,392,950	138,621	10.0%
山梨県	844,717	70,555	8.4%	熊本県	1,798,149	167,731	9.3%
長野県	2,126,064	177,428	8.3%	大分県	1,176,891	105,549	9.0%
岐阜県	2,066,266	159,550	7.7%	宮崎県	1,119,544	149,277	13.3%
静岡県	3,756,865	357,218	9.5%	鹿児島県	1,668,003	156,408	9.4%
愛知県	7,532,231	698,305	9.3%	沖縄県	1,467,071	110,352	7.5%
三重県	1,841,753	149,251	8.1%				

マイナンバーカードのマイキー部分について

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
主体が限定

ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例:金融機関におけるインターネットバンキング等

- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号	R 2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構

 利用者証明用公開鍵

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く
利用が可能

マイキー部分



マイナンバーカードのメリット

行政

民間

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

- 所得把握の精度向上
- 公平・公正な社会を実現

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

券面

を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

- ◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
- ◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面

または

電子証明書

を利用

付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～国家公務員身分証としての活用を開始し、健康保険証の機能搭載を検討中
- 自治体～職員証、印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化

券面

または

アプリ

または

電子証明書

を利用

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

- 住民の利便性向上
- 市町村窓口の効率化

平成29年12月1日現在、462市町村が導入し8,064万人が利用できる。平成29年度中に、導入市町村は515に増加し約8,569万人が利用できることとなる予定。

アプリ

または

電子証明書

を利用

各種行政手続のオンライン申請



- 電子申請(e-Tax等)の利用
- 行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

- 行政の効率化
- 手続き漏れによる損失の回避

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

電子証明書

を利用

民間

各種民間のオンライン取引/口座開設



- インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
- インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

オンラインバンキングをはじめ、
各種の民間のオンライン取引に
利用できるようになる。

電子証明書

を利用

「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

○全国のコンビニエンスストア（約53,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの導入に伴い、更なる導入団体の普及拡大を図る。（※）

コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成29年12月1日時点	462	8,064万人
平成29年度末見込み	515	8,569万人

（※）コンビニ交付サービスの導入促進に関する総務大臣通知（平成28年9月16日）（抄）

「全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。」

年度別コンビニ交付通数

種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
住民票	259,500	360,944	432,348	748,120
住記載	228	1,260	2,213	6,310
印鑑	215,581	326,237	393,904	664,150
税	12,478	31,075	46,253	87,051
戸籍	12,433	20,518	24,643	47,196
附票	1,241	2,103	2,951	5,714
合計	501,461	742,137	902,312	1,558,541



導入のメリット

- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

いつでも → 早朝から夜（6:30～23:00）まで土日祝日も対応

どこでも → 全国の約53,000店舗で交付を受けられる

マイナンバーカードの普及・利活用に係る政府の方針（1／4）

「世界最先端IT 国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)の変更
(平成28年5月20日閣議決定)

I. 世界最先端IT 国家創造宣言に基づくこれまでの成果

1. これまでの代表的な成果

(2) マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

[主な成果]

- 公的個人認証サービスの利活用に向けた技術的検証や制度整備の検討を踏まえ、コンビニのキオスク端末による戸籍証明書や母子健康情報の提供等、様々な場面でのマイナンバーカードの利活用拡大に向けた取組を推進中。
- 国が率先してマイナンバーカードの普及と利活用を推進するため、平成28年度から国家公務員ICカード身分証のマイナンバーカードへの一体化を順次進めることとし、一体化に必要な共通システムの整備を推進中。
- マイナンバーカードの調達コストを最大限抑制するとともに、マイナンバーカードの国民への無償配布を実現。

II. 「国から地方へ、地方から全国へ」(IT 利活用の更なる推進のための3つの重点項目)

3. [重点項目3] 超少子高齢社会における諸課題の解決

(2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革

- 妊娠、出産、育児等に係る、国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における子育て関連の申請等手続きについて、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続きが行うことができるよう、マイナンバー制度を活用した子育て関連のサービスのワンストップ化の検討を行い、地方公共団体の情報提供ネットワークシステムの運用が開始される平成29年7月以降、速やかに実現。
これらについて、平成28年度末まで各種検討・整理を行うとともに、他のサービスについても、引き続き検討を推進。なお、地方公共団体において、面談による世帯の状況把握や他の必要な支援との連携など対面手続きとしているものについては、その趣旨を十分に踏まえる。
- 子育てワンストップの更なる発展に向け、申請に際して必要な添付書類の取得などの一連の子育て関連手続きに関しては、窓口訪問や郵送等なしにマイナンバーカードを用いて一括して手続きが行えるようマイナポータルとの今後の連携の在り方も含め検討を推進。

マイナンバーカードの普及・利活用に係る政府の方針（2/4）

「世界最先端IT 国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)の変更
(平成28年5月20日閣議決定)

(3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組

③ マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

- 平成28年度から国・地方公共団体の調達情報の共有を開始するとともに、マイナンバーカードを用いた国・地方公共団体における調達手続の簡素化や、各種申請手続や定期的な行政手続の簡素化、国民の利便性向上に大きな効果がある業務での利活用案の検討を進め、民間事業者等における業務コストの低減や情報連携による事業活性化に効果的な取組を推進。
- 公的個人認証サービスを活用した法人間取引における権限の認証等の実現に向けた多様なアクセス手段や制度的措置について検討を進め、可能な限り早期に国会に法案を提出。
- マイナンバーカードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、民間事業者の送達サービスを活用した官民の証明書類の受け取りや子育て支援・引越・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン・コンビニ端末等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、平成29年7月のマイナポータルの本格稼働に合わせて順次実現。
- マイナンバーカードの利便性向上策等について、公的個人認証機能のうち利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分(公的個人認証機能等)を活用した公共施設や自治体ポイントなどの自治体サービスのクラウド使用による効果的・効率的利用促進や当該ポイントの商店街等での利用推進等、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現。

「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表」改定
(平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

3. [重点項目3]超少子高齢社会における諸課題の解決

(2) マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革

○マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの提供

- 妊娠・出産から学校教育までの子育てに関する地方公共団体への申請等手続きについて、必要書類を洗い出し、マイナンバーカードの利用を前提に、それらの標準化及び電子化について検討・整理し、添付書類のさらなる省略と、地方公共団体における内部事務の効率化を促すための方策についても検討する。

マイナンバーカードの普及・利活用に係る政府の方針（3/4）

「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表」改定

（平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

（3）IT 利活用による諸課題の解決に資する取組

③. マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上

○マイナポータル¹の構築・利活用

- 本人確認の連携による官民のオンラインサービスのシームレスな連携（e-Tax、ねんきんネット、その他民間サービス等）について、平成29年の情報提供ネットワークシステム及びマイナポータルの本格運用開始以降、順次、実施する。オンライン申請等データの閲覧における当該データの重要性に応じた二経路又は二要素認証や、行政機関発行IDと民間発行IDとの連携による認証の導入などにより個人情報を含む重要情報の適正な管理のためのセキュリティ対策を講じつつ、オンライン申請等データやお知らせ情報をマイナポータルにおいて確認可能とするなど利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービス、マイナンバーカード等の活用によるIDの入力を要しないオンラインサービスの検討など利便性の高いオンラインサービスに向けた検討を進め、可能なものから順次実現する。

○マイナンバーカードの普及・利活用の促進

- 引き続き、平成28年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、併せて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。
- 平成29年度以降のマイナンバーカードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。
- 平成30年度から医療保険のオンライン資格確認システムを段階的に導入し、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを可能とする。
- 印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化を図る。
- 各種免許等における各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。
- 民間事業者による空き領域の利用のための必要な整備を行う。

マイナンバーカードの普及・利活用に係る政府の方針（4/4）

「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表」改定

（平成28年5月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

- マイナンバーカードの公的個人認証機能について、平成29年中のスマートフォンで読み取り申請の実現や、平成31年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードの実現に向け、これまでの検討状況を踏まえた必要な措置を講じる。
- 引き続き、マイナンバーカードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、順次、対象手続きの拡大を行い、コンビニ交付について平成28年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。また、コンビニ交付サービスで構築された電子証明書の有効性確認等の機能を他のサービスでも活用できることとするための検討を行う。
- 公的個人認証機能のうち利用者証明用電子証明書の海外転出後の継続利用や旧姓併記等の券面記載事項の充実、マイナンバーカードのマイキー部分（公的個人認証機能等）を活用した公共施設や自治体ポイント等の自治体サービスのクラウド利用による効果的・効率的利用促進や当該ポイントの商店街等での利用の推進など、マイナンバーカードの利便性向上策について、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。
- 公的な身分証明書として、官民の本人確認を要する場面における利用を進める。
- 引き続き、公的個人認証サービスについて、順次、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しを行うとともに、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。
- 災害発生時や生活再建支援時等における、マイナンバー制度を用いたより正確、迅速かつ効率的な避難状況等の把握等に当たっての情報の共有の在り方について、地方公共団114体等の取組の実態も踏まえ、マイナンバー制度の見直しも含めて検討を行い、平成28年度中を目途に取組方針をとりまとめる。

○法人番号の利活用推進

- 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、マイナンバーカード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を平成29年度から順次開始する。また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、平成29年度から順次地方公共団体で上述システムの利用を可能とする。

マイナンバーカード活用推進ロードマップ

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降	
マイナンバー制度の動き	【平成27年10月～】 マイナンバーの通知 【平成28年1月から順次】 マイナンバーの利用開始 ・ 社会保障分野(子育て、介護保険、医療保険、雇用保険) ・ 税分野(28年分所得の申告書、法定調書等への記載) ・ 災害対策分野(被災者台帳の作成)	【平成29年1月】 日本年金機構への相談・照会におけるマイナンバーの利用開始 【平成29年秋頃～】 情報連携の本格運用開始(7月から試行運用開始) ※ 日本年金機構は、平成29年11月未定までで、情報連携ができない 【平成29年秋頃～】 マイナンバーの本格運用開始(7月から試行運用開始) ※ 順次、利用環境の整備を進める	【平成30年1月から】 預貯金口座への付番	
	【平成31年通常国会(自派)に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置 【平成28年1月～】 マイナンバーカードの交付			
身分証等としての利用	公務員等や民間企業の職員証・社員証 本人確認手段として活用 (金融機関での口座開設、電話契約、古物品販売、酒・たばこ販売など) マイナンバーカード等への旧姓併記など券面記載事項の充実	国家公務員等で利用開始(平成28年4月) 民間企業の社員証や自治体での職員証としての導入を促す経済団体及び自治体向け通知を发出(平成28年11月) 電話加入契約(携帯電話、固定)の本人確認書類として利用可能な旨の周知を図る電気通信事業者関係団体向け通知を发出(平成27年11月) 本人確認手段としてマイナンバーカードの活用を促す経済団体向け通知を发出(平成28年11月)	国、地方公共団体、独法、国立大学法人等での導入を促進 引き続き活用を促進	
	カードの多機能化の推進(行政サービスにおける利用) (印鑑登録証、公共施設利用カード、自治体ポイントカードなど)	一部の地方公共団体で開始(図書館カード等として利用) マイキープラットフォームによる地域活性化施策の策定	引き続き各自治体における利用を促進 システム改修・テスト等/自治体の関係規程の改正等	平成30年度以降速やかに施行 マイキープラットフォームを使った実証(平成29年8月頃～平成30年3月) 公立図書館(1,350自治体)、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等を実施
行政サービスにおける利用	住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付 海外における継続利用 電子委任状を活用した電子調達	270自治体(対象人口5,341万人) (H28.10.1時点) 提供自治体の拡大を促進するためのアクションプログラム 取りまとめ(平成28年12月)	未参加自治体の導入推進 法制度の検討(公的個人認証法) 法制度の検討(電子委任状法) マイナンバーカード及び電子委任状に対応した政府電子調達システムの基盤整備・利用促進	対象人口1億人を目標 (H31年度末時点) 海外転出後の公的個人認証機能の継続利用の実現(平成31年度中)
	公的個人認証サービス等の民間開放 インターネットバンキングへの認証手段 電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進 医療・健康情報へのアクセス認証手段 イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止 東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携 カジノ入場規制 官民の認証連携推進 (マイナンバーカードと連携したIDの認定制度等) 医師資格(HPKI)との連携 カードの多機能化の推進(民間サービスにおける利用) (診察券、クレジットカードなど) 医療保険のオンライン資格確認の導入	公的個人認証サービスを活用する民間事業者の認定開始(平成28年2月) 8社を認定 (H28.11.1時点) 群馬県前橋市など12自治体で母子保健テータへの本人のアクセス・認証手段として実用化(テスト運用含む)	公的個人認証サービス及びICチップ空き領域へのアプリ搭載による民間活用を引き続き促進 群馬銀行の協力の下、ログイン・口座残高照会への活用実証(平成29年5月頃～) 法制度の検討(電子委任状法) 群馬県前橋市、兵庫県神戸市、香川県高松市の協力の下、雇用証明書を用いた実証実験(平成29年5月頃～) 患者など本人の認証に関する群馬県前橋市での取組成果も踏まえ、医師が医療データにアクセスする際の患者本人の同意取得の手段として活用する実証(平成29年春頃～) チケットの適正転売のためのシステム実証(平成29年5月頃～) IoTおもてなしクラウドで技術実証(平成29年10月頃～) チケット及びボランティア管理におけるサービス内容、技術面の検討 上記IoTおもてなしクラウドの実証に踏まえつつ、公的個人認証サービス(マイナンバーカード)と連携した協議委員会との連携を検討	JPKIを活用した認証の仕組みの実用化を図る 自治体などにおける実用化を図る 地域における実用化を図る 関係事業者による実用化を図る 組織委員会との連携に係る検討状況及び上記実用化の状況を踏まえ、競技会場における実証の検討を進め、導入を目指す
民間サービスにおける利用			IR法*の附帯決議を踏まえ、内閣官房で検討される入場規制の内容に応じカードの活用方法を検討 法制度の検討 地域における実用化を図る 民間事業者等との検討結果を踏まえ、地域や各業界での実用化を図る 段階的運用の開始(平成30年度) 本格運用の開始(平成32年)	

マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降	
マイナーポータル の利便性向上 マイナーポータルの利用環境整備 官民のオンラインサービスとの連携 子育てワンストップサービス 公金決済サービス 引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス 医療費通知を活用した医療費控除の簡素化 ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化 国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化	システム開発・テスト 子育てワンストップ検討タスクフォースにて子育てワンストップサービスの対象手続等について検討・取りまとめ(平成28年9月) 全市区町村での開始を促すアクションプログラム取りまとめ、地方公共団体へ実施作業に係るガイドライン提示(平成28年12月)・準備作業	マイナーポータルアカウントの開設開始(平成29年1月～) e-Taxとの認証連携開始(平成29年1月～) 市町村にアクセス端末配置(平成29年～7月中) 情報提供等記録、自己情報、お知らせの閲覧(平成29年7月～) マイナーポータル利用環境改善 ○平成29年7月～スマホQRコード認証アプリ利用開始等 ◎平成29年秋頃～PCログインアプリ利用開始等/スマホ電子署名利用開始等 ○平成30年4月頃～スマホ専用画面の利用開始等 保育所等の入所申請等【平成29年10月～】 児童手当現況届【平成30年6月～】 児童扶養手当現況届の事前送信、面談予約【平成30年7月～】 【平成29年7月～】 子育て関連手続でのサービス検索・閲覧の開始 順次、オンラインでの申請・届出、面談予約、検診や予防接種等のお知らせを実施 自治体の電子的な公金決済サービスと連動し公金決済サービスを実施 地方税や社会保険料のペーパーレスオンライン納付の実現 実現に向けた方策の検討・取りまとめ(平成29年度) システム開発 【平成29年度～】 法制度の検討(地方税法) システムの整備 【平成29年度以降】 ※日本年金機構における情報連携の予定が未定のため実施時期は未定	ねんきんネットや金融機関の顧客サイトなど官民のオンラインサービスとの認証連携を拡大 民間とも連携し、可能なものから順次サービス開始 実施可能な保険者等から段階的に実施(平成30年1月～) 【平成31年1月～】 できる限り速やかにサービス開始	
	平成28年11月以降、対応スマートフォン順次発売(ドコモ・au・ソフトバンク)	対応製品の拡大や対応サービス(アプリ)の導入を推進		
	富山県南砺市でマイナンバーカードを活用した母子健康手帳、お薬手帳サービスを実用化(平成28年4月)	岩手県葛巻町及び高知県南国市において、マイナンバーカードを活用した見守りサービスや電子お薬手帳サービスの実用化を目指す(平成29年度中目途) 岩手県葛巻町や富山県南砺市、高知県南国市での取組状況も踏まえ、ケーブルテレビ経由でマイナンバーカード読み取りを可能とする新たな技術実証(平成29年5月頃～)	技術実証(イベント入場において実証実験(平成29年3月)) 法制度の検討(公的個人認証法) SIMカード等へのダウンロードサービスを図る(平成31年中)	
	推進組織(一社)スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構)設立(平成27年9月) 対応スマートテレビによる避難誘導の実証(平成28年3月～)	北海道西興部村、徳島県美波町での対応機器を使った実証結果も踏まえ、実用化に向けて検討	スマートフォン等を活用したマイナンバーカード対応STBについて、一部事業者において導入着手(平成30年12月目途)	
	スマートフォンでの読み取り スマートフォンのSIMカード等への搭載 CATVからのアクセス デジタルテレビからのアクセス			

通知カード・マイナンバーカード交付申請書の様式

(表)

通知カード

個人番号 0123 4567 8901
氏名 番号 花子

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

平成5年3月31日生 性別 女
発行日 平成27年10月00日

△△市長
A123456789

↑切り離す際は、この向きに離す必要があります。

(キトリ)

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

* 氏名 番号 花子

* 住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

生年月日* 平成5年3月31日 性別* 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人住民の区分* -

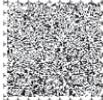
在留期間等満了日の有無* - 在留期間等満了日* -

右欄の点字表記を希望する パンゴウ ハナコ
※最大11文字まで(濁点等は1文字)

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

(キトリ)



視覚障がい者用
音声コード

申請書ID 1234 5678 9012
3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→



10000019 01/01
3190110000019#

(裏)



マイナンバー

- 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。

↑切り離す際は、丁寧に切り離してください。

(キトリ)

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄

サイズ
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・最近6ヶ月以内に撮影
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

●以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

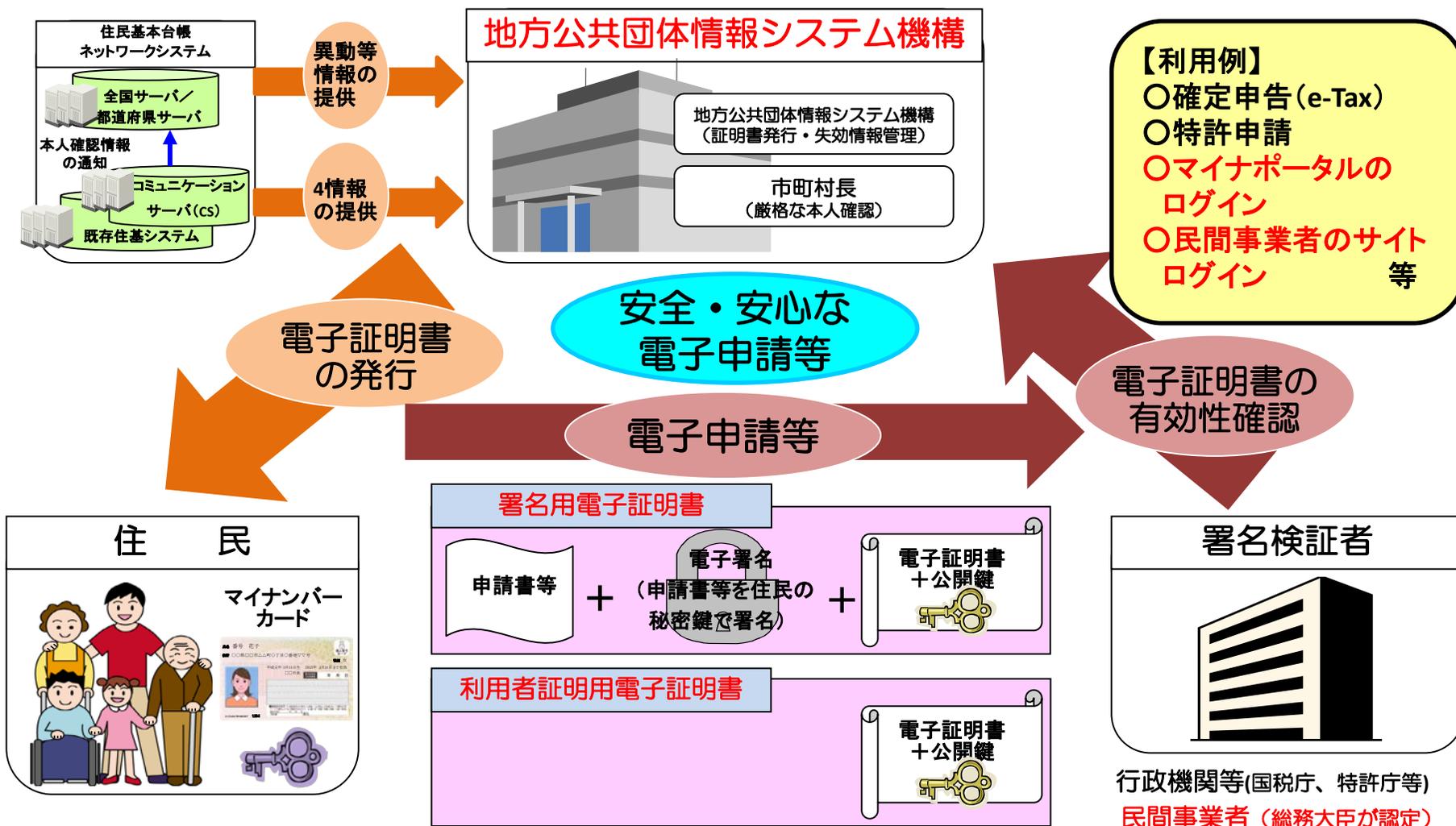
代理人記載欄	ふりがな		印	本人との関係
	代理人氏名(自署)			
	代理人住所	(電話番号:)		

(キトリ)

- 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
- 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。
- 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
- 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

公的個人認証サービスの概要について

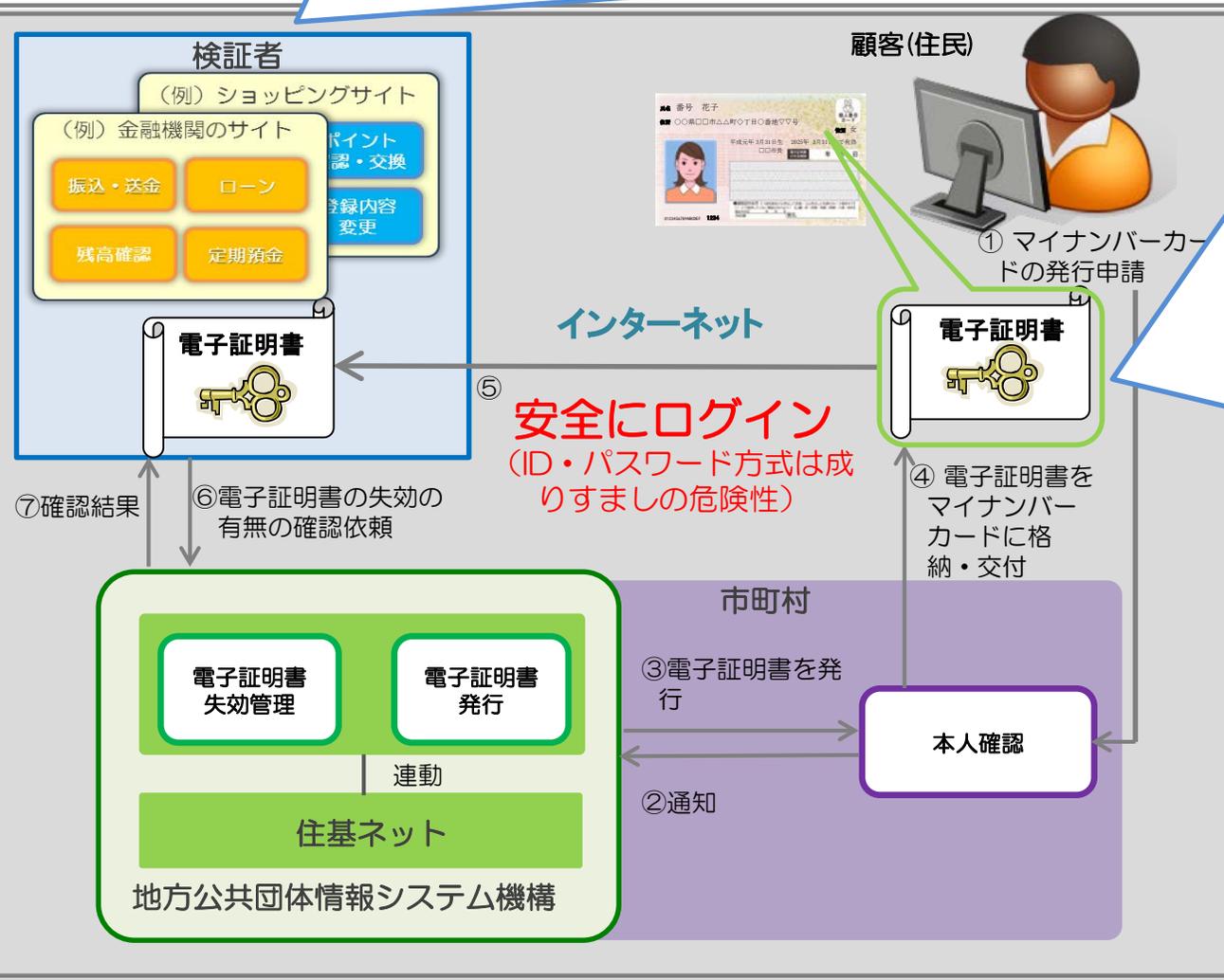
- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし・改ざんを防ぎ、送信否認を担保するため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の現在有効な件数: 署名用電子証明書 約1,082万件
(平成30年1月末現在) 利用者証明用電子証明書 約1,239万件



公的個人認証サービスのイメージと制度改正(平成28年1月以降)

【改正点①】

行政機関等に限られていた公的個人認証サービスの対象を民間事業者へ拡大
(=検証者の範囲を、行政機関等だけでなく民間事業者へ拡大)



【改正点②】

電子証明書は2種類。

◎署名用電子証明書【電子版の印鑑登録】



電子署名

インターネットで電子文書を送信する際に、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

◎利用者証明用電子証明書<新規>

【電子版の顧客カード】



電子利用者証明

インターネットを閲覧する際に、利用者証明用電子証明書を用いて、利用者本人であることを証明する仕組み

マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスについて



公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書(既存)

(性質)

インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

(利用局面)

e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

(利用されるデータの概要)



※電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

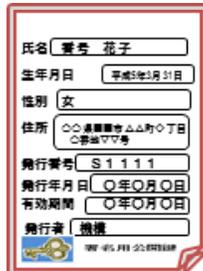


署名用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

利用者証明用電子証明書(新規)

(性質)

インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

(利用局面)

マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

(利用されるデータの概要)



利用者証明用
秘密鍵

※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない

※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



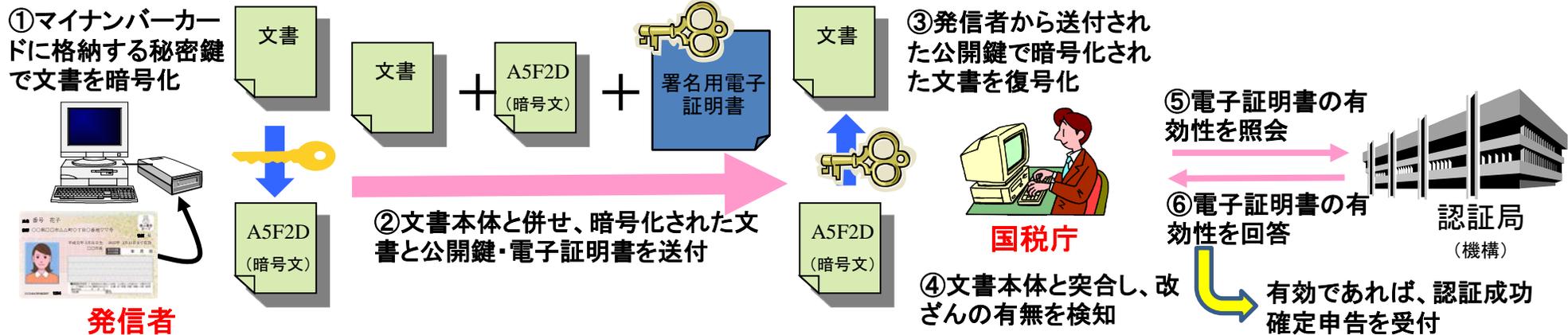
※基本4情報の記録なし

公的個人認証サービスの仕組み

【凡例】 秘密鍵： 公開鍵：

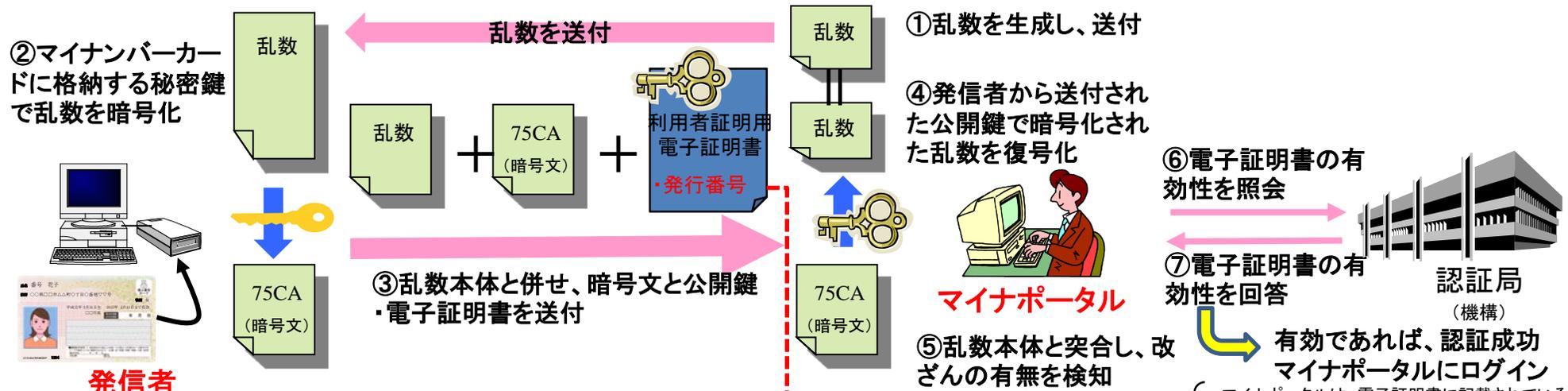
1 署名用電子証明書

(例) e-Tax(国税電子申告・納税システム)による確定申告



2 利用者証明用電子証明書

(例) マイナポータルへのログイン



・マイナポータルは、電子証明書に記載されている発行番号を用いて、ログインした者を特定
・氏名、住所等の基本4情報は持たず

安全・安心な認証サービスの提供(電子署名と電子利用者証明)

1. 文書を伴うアクセス

対策

① 成りすまし (申請書の正しい送信者を受信者が確認できない)

Aさん(送信者) Cさん Bさん(受信者)

申請書

本当にAさんから来た申請書なのか

※CさんがAさん名義の申請書を勝手に作成し送信する

電子署名

- 送信者が本人であることを確認
- 文書が改ざんされていないことを確認
- 送信者は送信内容を否認することができない

② 改ざん (申告途中で申告書の書き換えが行われる)

Aさん(送信者) Cさん Bさん(受信者)

申告書 100万円

申告書 300万円

改ざん

??

※デジタル文書は、手書きの文書と異なり、改ざんされても痕跡が残らず、改ざん箇所を発見することは、実際上不可能

③ 送信否認 (送信内容の否認を防止することが困難)

Aさん(送信者) Bさん(受信者)

申告書は提出していない

申請書

受理

※オンラインで送信されてきた申請・届出に基づいて、手続を進行させていたところ、送信者からそのような送信はしていないとの否認をされる危険性がある

2. 文書を伴わないアクセス

対策

① 成りすまし (←アクセスする本人の特定が困難)

Aさん Cさん Bさん

ログイン

本当にAさんなのか

※CさんがAさんに成りすまし、勝手にログインをする

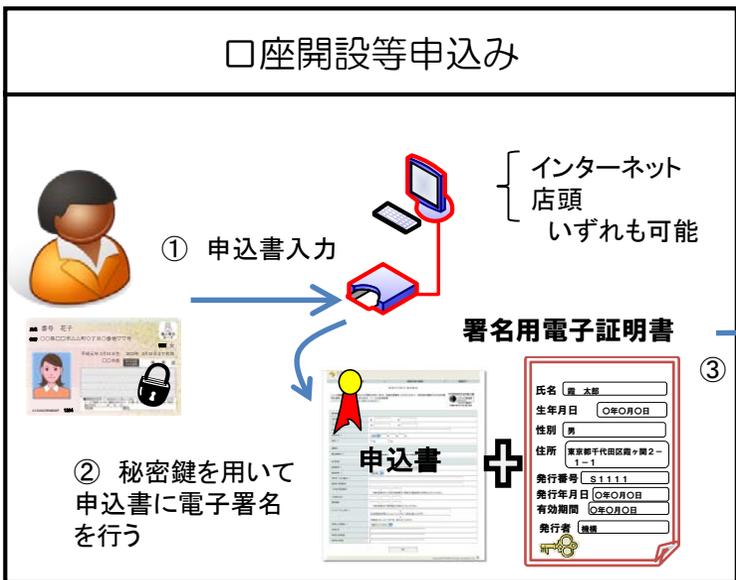
電子利用者証明

- 送信者が本人であることを確認

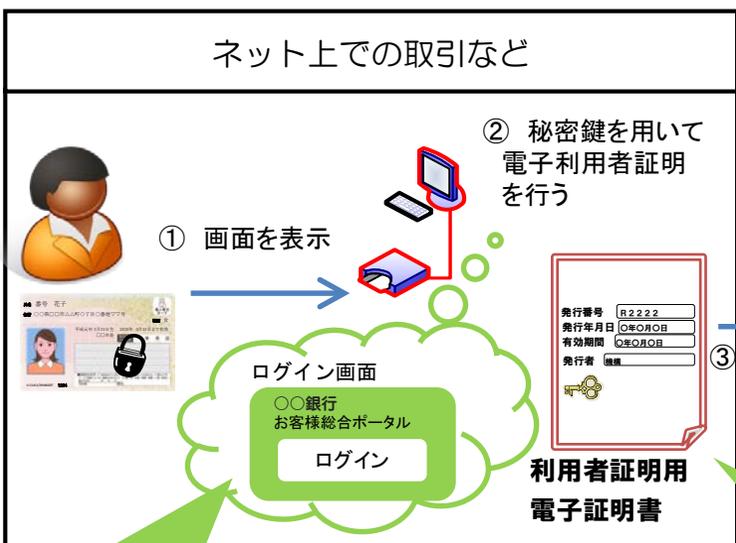
(参考) マイナンバーカードの活用方法とそれぞれの想定用途・認証強度等

活用方法		暗証番号 (PIN)	記録される情報	想定される主な用途	認証強度		その他
券面(おもて面)		—	氏名、住所、生年月日、性別、顔写真	対面での様々な本人確認で利用する(金融機関における口座開設、パスポートの新規発給など)。	所持認証		
カード アプリ 方式	業務タイプA	あり/なし (選択可能)	原則として利用者番号のみ	厳格な認証が必要な業務に向く	相互認証による強固な所持認証	PINによる知識認証	
	共通カードAP	なし	原則として利用者番号のみ	厳格な認証までは要求されず、利便性を求める業務に向く	所持認証		
	独自アプリ	あり/なし (選択可能)	原則として利用者番号のみ	—	自由に設定可能		
公的個人 認証 サービス	電子署名 (署名用電子証明書等を利用)	あり (6~16桁の英数字)	署名用電子証明書(氏名、住所、生年月日、性別、発行番号)	○署名用途: ・インターネット等で電子文書を作成・送信する際に、利用する(電子申請(e-Tax等)、民間オンライン取引(オンラインバンキング等)の登録など)。 ・「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を、証明することができる。	PKIによる強固な所持認証	PINによる知識認証	法律上、電子文書の真正性の推定効が発生
	電子利用者証明 (利用者証明用電子証明書等を利用)	あり (4桁の英数字)	利用者証明用電子証明書(発行番号)	○認証用途: ・インターネットサイトやキオスク端末等にログイン等をする際に利用する(行政のサイト(マイナポータル等)へのログイン、民間のサイト(オンラインバンキング等)へのログインなど)。 ・「ログイン等したものが、利用者本人であること」を、証明することができる。			

民間事業者の公的個人認証サービス(署名と利用者証明)利用フロー(イメージ)

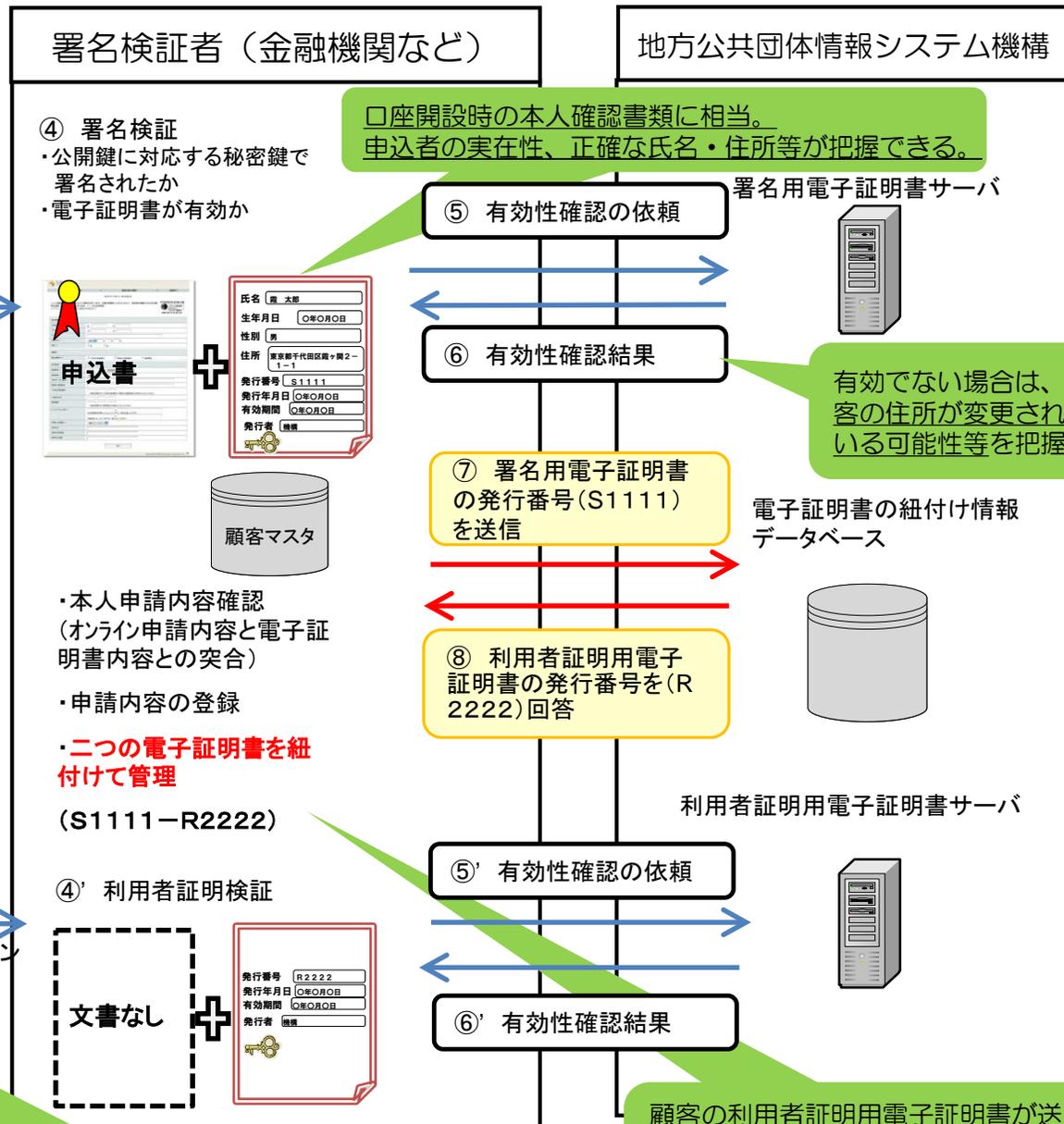


次回以降の手順



ID/パスワードを超えるセキュリティ水準を確保

基本4情報をネット上に流通させることなく安全にログインができる



口座開設時の本人確認書類に相当。申込者の実在性、正確な氏名・住所等が把握できる。

有効でない場合は、顧客の住所が変更されている可能性等を把握。

顧客の利用者証明用電子証明書が送信された際に、発行番号を確認すれば、どこの誰からのアクセスなのか判明！！

公的個人認証サービス利用によるメリット ～ 民間事業者の皆様へ～

公的個人認証の民間拡大

電子証明書



①安価で迅速な顧客登録（アカウント開設） （例）銀行オンライン口座など

従来の手続き方法に比べ、安価で迅速な開設が可能に。

②顧客情報の「異動なし」の把握と 「更新の契機」の把握

顧客から提出を受けた電子証明書の利用により、何らかの顧客情報の変化があるかを把握し、より迅速で効率的な情報更新が可能に。

③確実な登録ユーザーの確認

ID・パスワード方式のログインに比べ、格段に強固なセキュリティ機能を備え、確実な本人確認を実施。

④お客様カードの代替

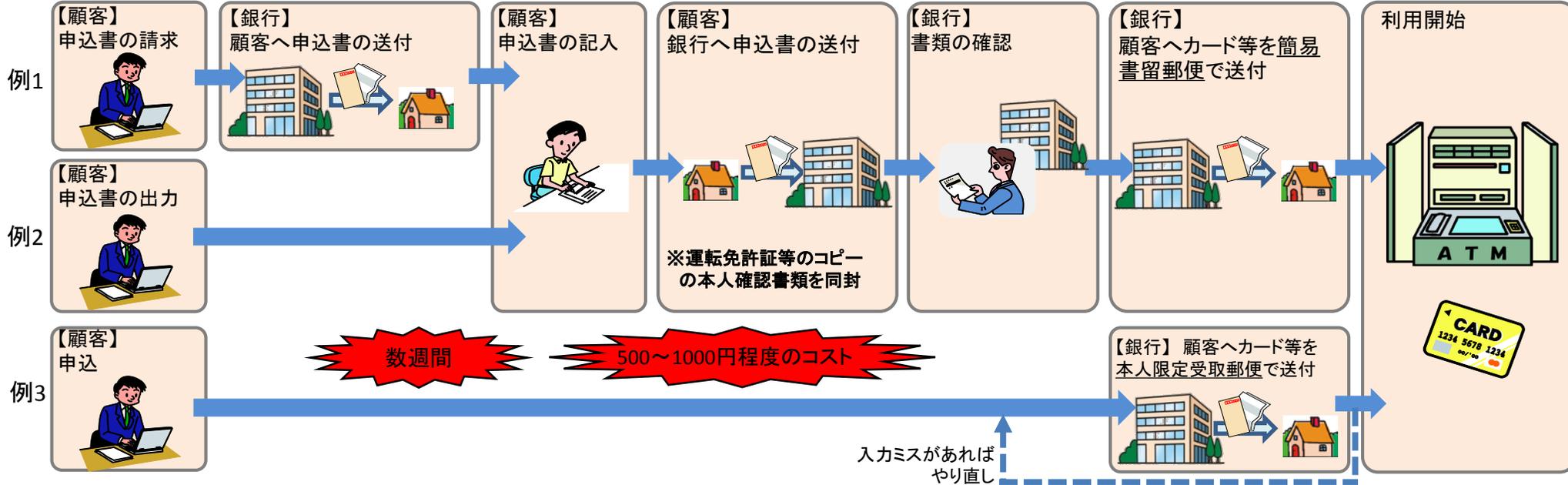
顧客情報等に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することができるため、独自のメンバーズカードの発行が省略可能。

公的個人認証サービス利用によるメリット①

～ 安価で迅速な顧客登録(アカウント開設)【銀行の例】～

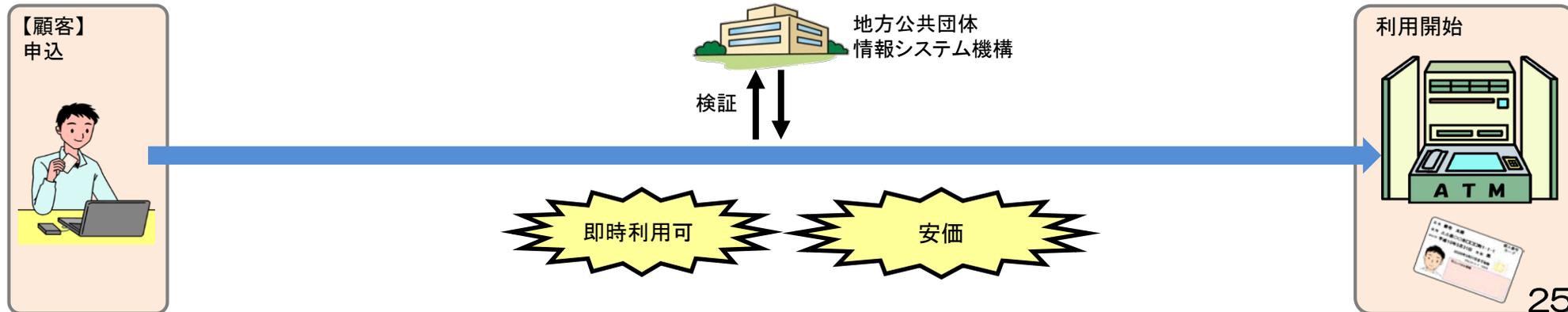
従来

申込みから利用開始まで数週間必要。またコストも1回の手続きにつき500～1000円程度の費用が発生。



公的個人認証サービスによる電子証明書の利用

申込み後、即利用可能に。コストも相当程度安価な方向で検討。



公的個人認証サービス利用によるメリット②

～ 顧客情報の「異動の契機」の把握 ～

従来

ユーザー登録

（例）一年経過時など

全数調査

全てのユーザーに郵便で現況確認

ユーザー数 × 郵送料 + 人件費

現況確認できない場合、実地調査

人件費

登録情報の更新（最新のデータベース）

公的個人認証サービスを使うと

ユーザー登録

（例）一年経過時
ログイン時 など

電子証明書を確認（オンライン）

異動あり

異動なし

失効情報
提供手数料

重点調査

本人に最新情報を
照会（オンライン等）

照会
不要

大きな
コストカット

登録情報の更新（最新のデータベース）

電子証明書が失効する場合とその対応

	署名用電子証明書	利用者証明用電子証明書
①	氏名、住所等の変更 ※住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の記載が修正された場合に失効	(失効しない)
②	本人の死亡等 ※住民票が消除される場合に失効 →死亡、国外転出、住基法適用外(外国人が在留資格を喪失した場合等)となったとき 等	同左
③	本人の申出 (ア)マイナンバーカードの失効に伴う利用停止の届出 →カードの紛失・盗難、カードの有効期限到来、個人番号の変更 等 (イ)電子証明書の利用停止、秘密鍵の漏えい等	同左
④	電子証明書の有効期限到来 ※有効期間は原則5年 →5年以内にマイナンバーカードの有効期限が到来する場合は、マイナンバーカードの有効期限まで →利用者証明用電子証明書の有効期限と一致	同左

署名用 : × 失効
利用者証明用 : ○ 有効

↓
住所・氏名等の確認手続へ

→①更新後の署名用電子証明書を
送信してもらう
②マイナンバーカードの入力補助アプリ
の記録情報を送信してもらう

署名用 : × 失効
利用者証明用 : × 失効

↓

電子証明書の失効理由	分かること
affiliationChanged	「死亡」又は「海外転出」
cessationOfOperation	「カード紛失」又は「海外転出」
Superseded	「証明書更新」
certificateHold	「カード紛失」

各事業者の登録時情報(電子証明書)でチェックが可能

※未成年者、被成年後見人は、利用者証明用電子証明書のみ取得。
それ以外の場合でも、2種類の電子証明書のどちらか一方のみ取得する場合あり
(ただしレアケース)。

※上記のほか、電子証明書に記録誤り又は記録漏れがあった場合等に失効。

公的個人認証サービス利用によるメリット②-2 ～顧客情報の「異動なし」の把握と「更新の契機」の把握～ 【生命保険会社の皆様へ】

電子証明書の失効状況を確認することで、以下の対応が可能です。

電子証明書の特徴1

死亡したときは必ず失効（署名用／利用者証明用ともに失効）

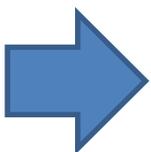


実地調査を行い、死亡が判明した場合、円滑に保険金支払手続に移行可能

未払いリスクを回避

電子証明書の特徴2

利用者証明用電子証明書が失効していない。⇒「死亡していないことが確実」



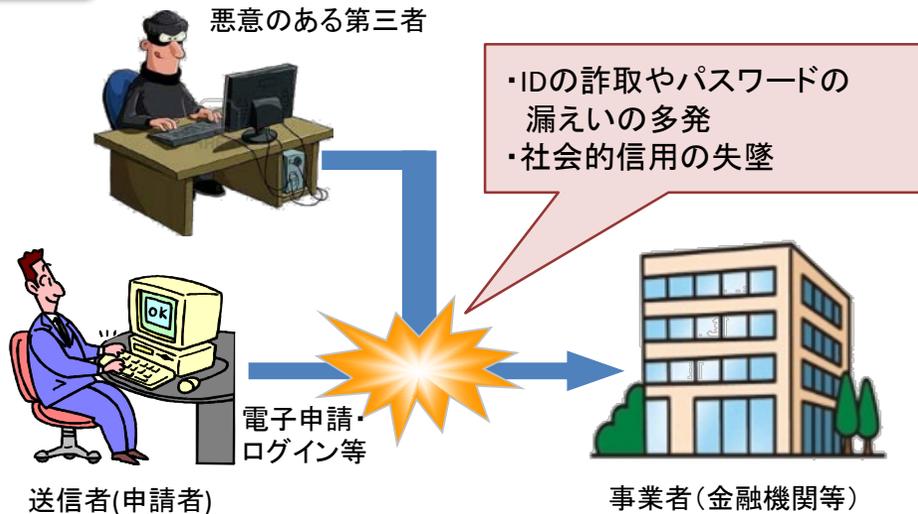
生涯年金型保険の保険金を継続して支払いOK

過払いリスクなし

公的個人認証サービス利用によるメリット③

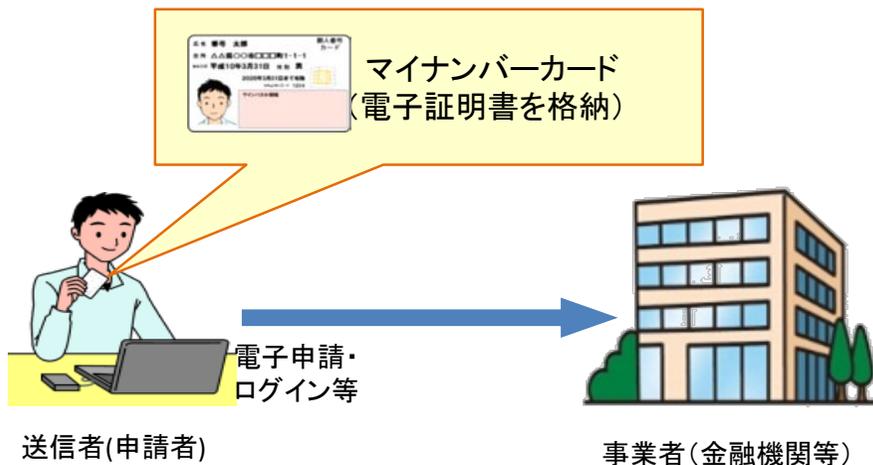
～ 確実な登録ユーザーの確認 ～

従来



- ・近年、インターネットバンキングに係る不正送金事件が急増。
- ・被害件数:1,495件 被害額:約31億円(平成27年。警察庁調べ)。
- ・被害口座に係るパスワード等を不正入手する方法は、コンピュータウイルスで表示した不正画面やフィッシングサイトに入力を求めるものが主。また、他サイトで使用しているパスワードの使い回しが狙われる事案も多発。

公的個人認証サービスによる電子証明書の利用



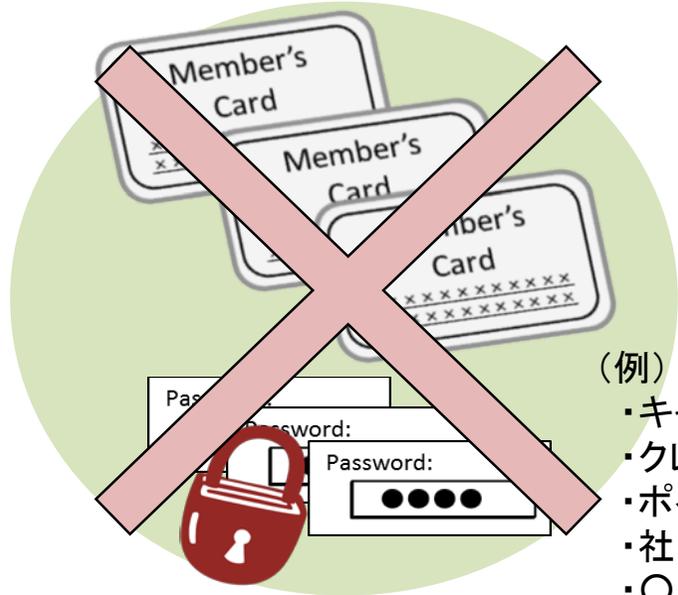
- ・マイナンバーカード保有者のみ使用可能
→漏えいの危険なし。
- ・マイナンバーカードの紛失時等の対応に備え、地方公共団体情報システム機構が24時間体制で管理。事業者(金融機関等)の負担も軽減。

ID・パスワードと公的個人認証サービスの違いについて

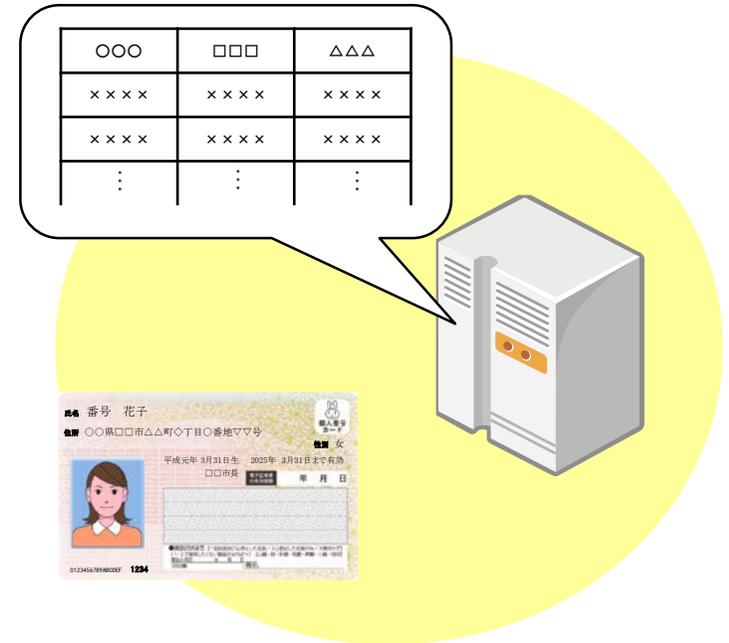
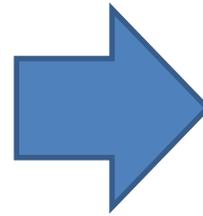
	ID・パスワード	公的個人認証サービス	
		利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
方法	○利用者がID・パスワードをキーボードで入力。通常、数文字程度の英数字。	○マイナンバーカードに電子証明書と秘密鍵を記録。 ○パスワード（4桁の数字）を入力した上で、乱数を利用者証明用の秘密鍵で暗号化。	○パスワード（6～16桁の英数字）を入力した上で、確定申告書等の文書を署名用の秘密鍵で暗号化。
危険性	○スパイウェア、フィッシングの蔓延等により、ID・パスワードが抜き取られる恐れあり。 ○生年月日や電話番号などからの類推、無作為入力によるヒットのおそれあり。 ○利用するシステムが増えるほど管理が甘くなる可能性が高まる（例：パスワードをメモ）。	左のような危険性はない。 ○秘密鍵は、マイナンバーカードのICチップに記録。秘密鍵は、一度記録すると絶対に外に取り出せないため（耐タンパ性）、第三者が取り出して使うことは不可能。 ※盗用するためには、①本人のマイナンバーカードを所持した上で、②本人の設定した暗証番号を入力する必要あり。 ○異なるシステムでも同一の電子証明書を安全に使用可能。	
その他	—	—	○電子署名法に基づき、電子署名により、電子文書が真正に成立したとの法律上の推定効が発生。

公的個人認証サービス利用によるメリット④

～ お客様カードの代替 ～



- (例)
- ・キャッシュカード
 - ・クレジットカード
 - ・ポイントカード
 - ・社員証
 - ・〇〇資格証
 - ・〇〇免許証
 - ・保険証 など



- ・公的個人認証サービスによる電子証明書の提出を受ける事業者は、顧客情報とともに電子証明書の有効性に関する正確な情報をデータベースで保存・管理することが可能。
- ・また顧客も電子証明書が格納されたマイナンバーカードを持っていればよいため、お客様カードを発行する必要がなく、コストの削減が可能。
- ・事業者自らがパスワードを管理する必要がなく、コストの削減が可能。

利用者証明用電子証明書の新旧シリアル番号の紐付け実現について(イメージ)

(平成29年1月サービス提供開始)

課題



・オンラインショップ
・ネットバンク など

民間事業者(署名検証者)



Aさん

署名用

Aさん
シリアル1

利用者証明用

シリアルA

利用申込時(初回)

署名用電子証明書(シリアル1)でサービスの登録を申込

サービスDBに登録

シリアル1 Aさん シリアルA

利用時(2回目以降)

利用者証明用電子証明書(シリアルA)でログイン

成功(シリアルAがAさんとわかる)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 更新等
(シリアルA ⇒ シリアルBに)

利用者証明用
シリアルB

利用者証明用電子証明書(シリアルB)でログイン

× シリアルBがAさんとはわからない
⇒ 利用申込からやり直す必要

H29年1月以降(新旧シリアル番号紐付け機能の実現)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書(シリアルB)でログインを試みる

シリアルBのひとつ前のシリアルを機構に照会
⇒ 機構はシリアルAと回答※
⇒ シリアルB ⇔ シリアルA ⇔ Aさんとわかる。

※当該やりとりのために機構が認証業務情報を利用できることについて利用申込時に本人同意を得ることが必要

シリアル1 Aさん シリアルA シリアルB

利用者証明用電子証明書の新旧シリアル番号の紐付け実現について(イメージ)(その2)

(平成29年1月サービス提供開始)

課題



Aさん

利用者証明用

シリアルA

利用申込時(初回)

利用者証明用電子証明書 (シリアルA) でサービスの登録を申込

利用時(2回目以降)

利用者証明用電子証明書 (シリアルA) でログイン

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 更新や再発行
(シリアルA ⇒ シリアルBに変更)

利用者証明用
シリアルB

利用者証明用電子証明書 (シリアルB) でログイン

H29年1月以降(新旧シリアル番号紐付け機能の実現)

更新等(5年目の有効期間満了等)後

利用者証明用電子証明書 (シリアルB) でログインを試みる



・オンラインショップ
・ネットバンク など

民間事業者(利用者証明検証者)

サービスDB(ユーザ登録)に登録

Aさん

紐付け

シリアルA

※別途尋ねる。

成功(シリアルA が Aさん とわかる)

× シリアルB が Aさん とはわからない
⇒ 利用申込からやり直す必要

? シリアルB が Aさん とはわからない

シリアルB のひとつ前のシリアルを機構に照会
⇒ 機構は シリアルA と回答※

⇒ シリアルB ⇔ シリアルA ⇔ Aさん とわかる。

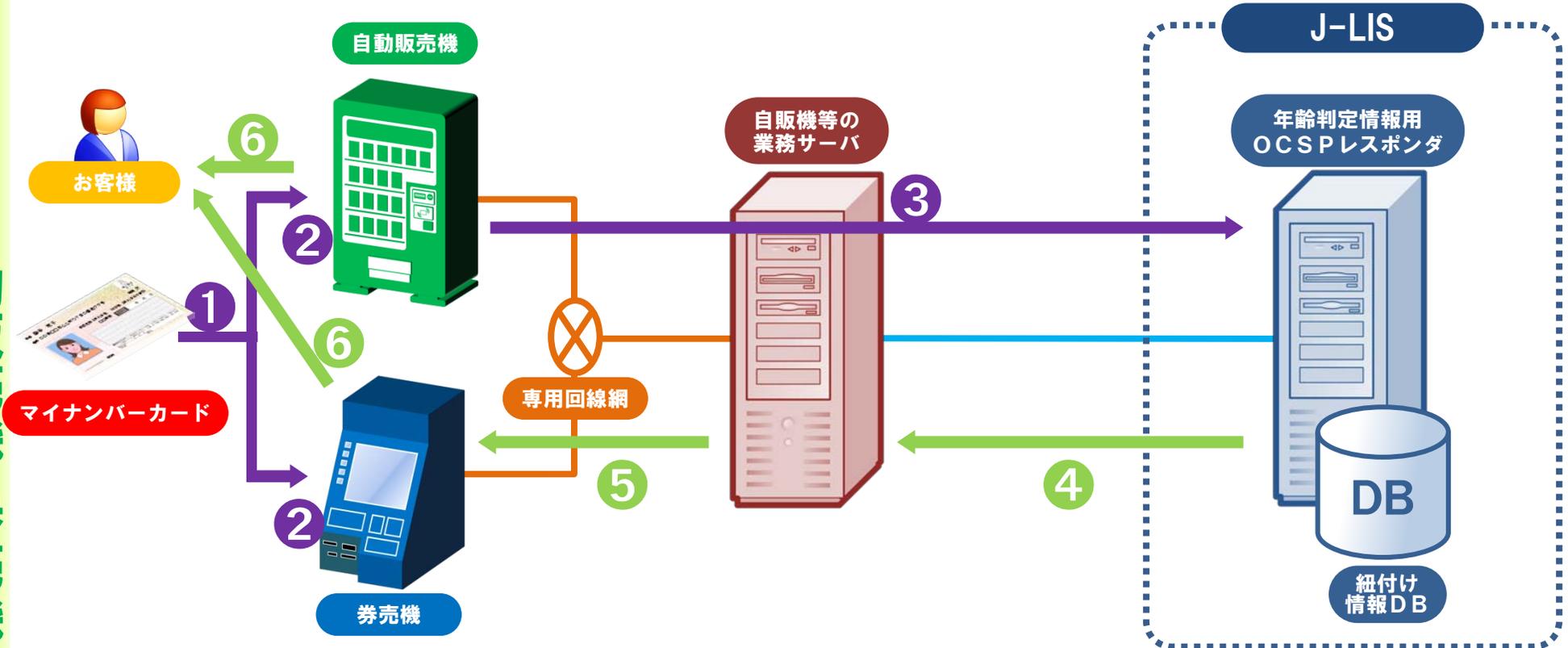
※当該やりとりのために機構が認証業務情報を利用できることについて事前に本人同意が必要

※機構から、シリアルA を取得することについて、事業者側も本人同意が必要

年齢判定機能について(イメージ) (その1)

(平成29年1月サービス提供開始)

ご利用の手順



- 1 マイナンバーカードをタッチ(同時に年齢判定への同意)をいただく。
- 2 暗証番号(4ケタ)を入力いただく。
(サービスの性質に照らし、入力を求めないことも可。)
- 3 J-LISに対し、電子証明書と年齢判定条件(「〇歳以上か否か」)を送信。

- 4 J-LISから、以下の項目について判定結果を送信。
 - ・電子証明書 ⇒ 「有効 or 無効 or 不明」
 - ・「〇歳以上か否か」 ⇒ 「Yes or No」
- 5 判定結果を受領し、販売の可否を自販機・券売機側へ送信。
- 6 判定に基づき、お客様に商品を提供。

メリット

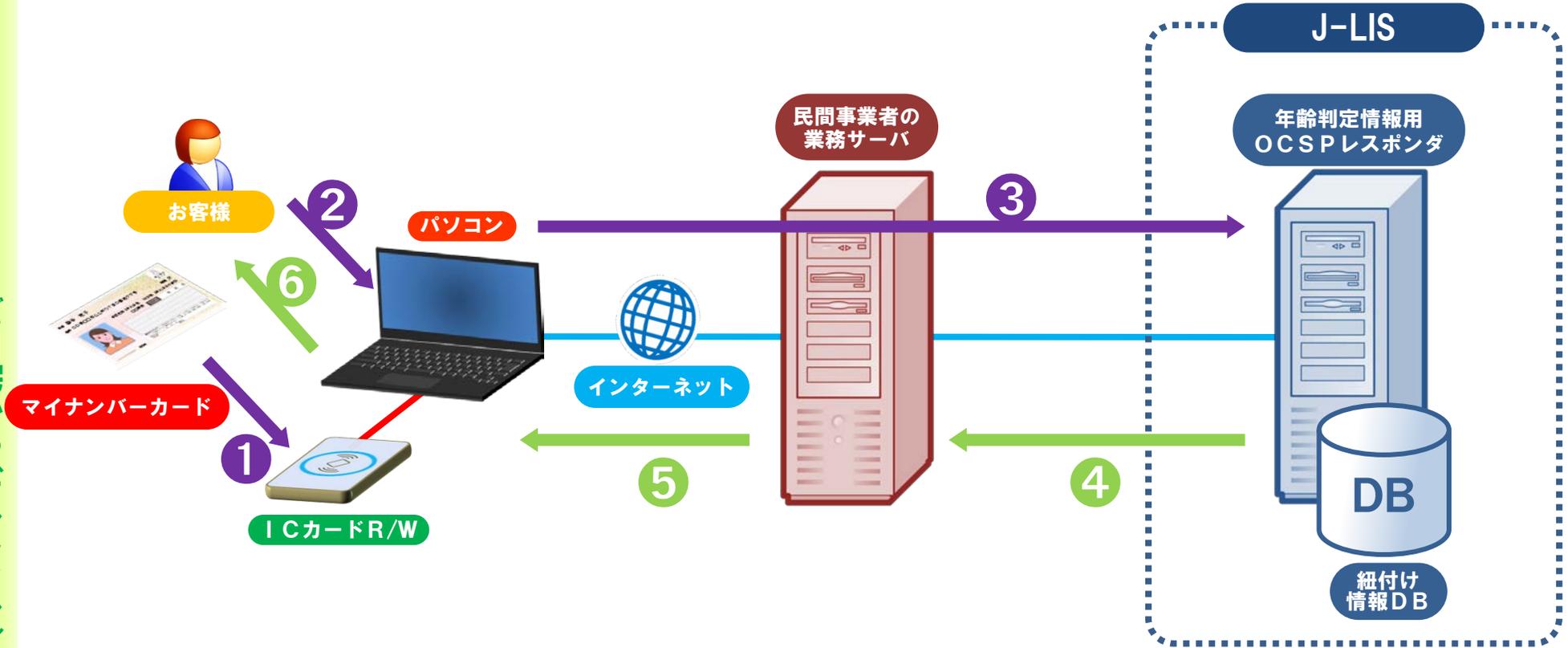
確実な年齢判定が可能に

年齢判定機能について(イメージ) (その2)

(平成29年1月サービス提供開始)

ご利用の手順

ご自宅から(オンライン)



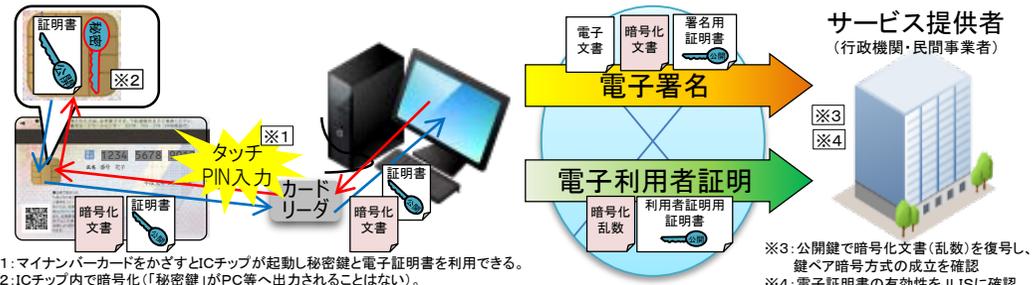
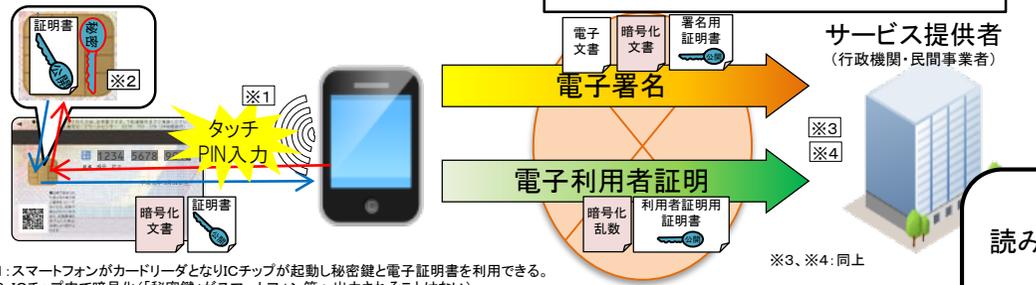
- ① マイナンバーカードをタッチ(同時に年齢判定への同意)をいただく。
- ② 暗証番号(4ケタ)を入力いただく。
- ③ J-LISに対し、電子証明書と年齢判定条件(「〇歳以上か否か」)を送信。

- ④ J-LISから、以下の項目について判定結果を送信。
 - ・電子証明書 ⇒ 「有効 or 無効 or 不明」
 - ・「〇歳以上か否か」 ⇒ 「Yes or No」
- ⑤ 判定結果を受領し、サービス提供の可否をお客様のパソコンへ送信。
- ⑥ 判定に基づき、お客様にサービスを提供。

メリット

確実な年齢判定が可能に

電子証明書の利用ツール

利用ツール・方法	主な用途	準備するもの			
		マイナンバーカード	PC	カードリーダー	スマートフォン
【通常：PC+カードリーダー】  <p>※1: マイナンバーカードをかざすとICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がPC等へ出力されることはない)。 ※3: 公開鍵で暗号化文書(乱数)を復号し、鍵ペア暗号方式の成立を確認 ※4: 電子証明書の有効性をJLISに確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○電子署名 ・電子申請 ○電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用 	○	○	○	×
【一部可：読み取り対応スマートフォン】 ・2018年1月現在 Android 29機種が対応 ・iPhone未対応  <p>※1: スマートフォンがカードリーダーとなりICチップが起動し秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: ICチップ内で暗号化(「秘密鍵」がスマートフォン等へ出力されることはない)。 ※3、※4: 同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○電子署名 ・電子申請 ○電子利用者証明 ・HPログイン ・オンラインサービス利用 	○	×	×	○
【検討中：電子証明書をスマートフォンに搭載】  <p>※1: スマートフォンの操作で端末内の秘密鍵と電子証明書を利用できる。 ※2: スマートフォン内で暗号化(「秘密鍵」がインターネット上へ出力されることはない)。 ※3、※4: 同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・HPログイン ・オンラインサービス利用 	×	×	×	○

	Android	iPhone
読み取り	○(一部可)	×
スマホ搭載	×	×

スマートフォンへの電子証明書搭載手続の際に必要

◆「電子証明書をスマートフォンに搭載」は、準備が必要となる機器や媒体が減少する点で利便性が向上する一方、電子証明書と通信機器が一体であって常時外部通信に曝されている点で、現状①②と「電子証明書の保存」状態において異なることに留意が必要。

マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンについて

- マイナンバーカードの電子証明書情報の読み取りに対応したスマートフォンが登場。
- 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が、基準に適合した対応スマートフォンを順次公表。

対応機種29機種(H30.1月時点)

【H28年秋冬】

○シャープ製

ドコモ 1 機種、au 2 機種、ソフトバンク 1 機種、MVNO 1 機種

○富士通製

ドコモ 2 機種

+

【H29年春夏】

○シャープ製

ドコモ 1 機種、au 1 機種、ソフトバンク 2 機種、Y!mobile 1 機種

○富士通製

ドコモ 1 機種

+

【H29年秋冬】

○シャープ製

ドコモ 1 機種、au 2 機種、ソフトバンク 1 機種、UQ 3 機種、J:COM 1 機種、MVNO 2 機種

○ソニー製

ドコモ 2 機種、au 1 機種、ソフトバンク 1 機種

○富士通製

ドコモ 2 機種 (うちタブレット 1 機種)



【想定される利用シーン】

インターネットバンキングへのログイン、残高照会等

インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



マイナポータルへのアクセス

マイナポータルへのログインや子育て関連手続などの申請時の電子署名をスマートフォンから可能に



公的個人認証サービスにおける署名検証者の認定基準について

1. 基本的な考え方

民間事業者側のシステム、組織体制、運用規程の整備状況等を総合的に評価し、主にセキュリティの観点から、公的個人認証サービスを適切に利用できる民間事業者を認定する。

2. 認定基準

基本的な考え方に基づき、以下のとおり認定基準を定める。

規程類の整備

署名検証等を実施するに当たって必要な事項(業務手順、業務従事者の責任・権限、監査等)が、民間事業者内で規定されているかを評価する。

電気通信回線を通じた不正アクセスの防止

主にインターネットを通じた社外からの攻撃に対して、ネットワーク面でのセキュリティ対策が講じられているかを評価する。

正当な権限を有しない者による操作の防止

担当者以外がシステムを操作できないように、必要な措置(ID・アクセス権の管理等)が講じられているかを評価する。

動作を記録する機能

監査を実施するためには、監査に必要なログ(システムの動作記録)を取得しておくことが必要となる。必要なログが取得される措置が講じられているかを評価する。

入退場管理に必要な措置

民間事業者側の設備に関して、評価対象システムが設置される場所(失効情報を取り扱うサーバの設置場所等)への入退場管理について、必要な措置が講じられているかを評価する。

外部組織との連携に係る措置

総務大臣の認定を受けようとする民間事業者が社外の資源を利用する場合(外部の事業者が提供するシステムやサービスを利用する場合等)に、秘密保持契約等の必要な措置が講じられているかを評価する。

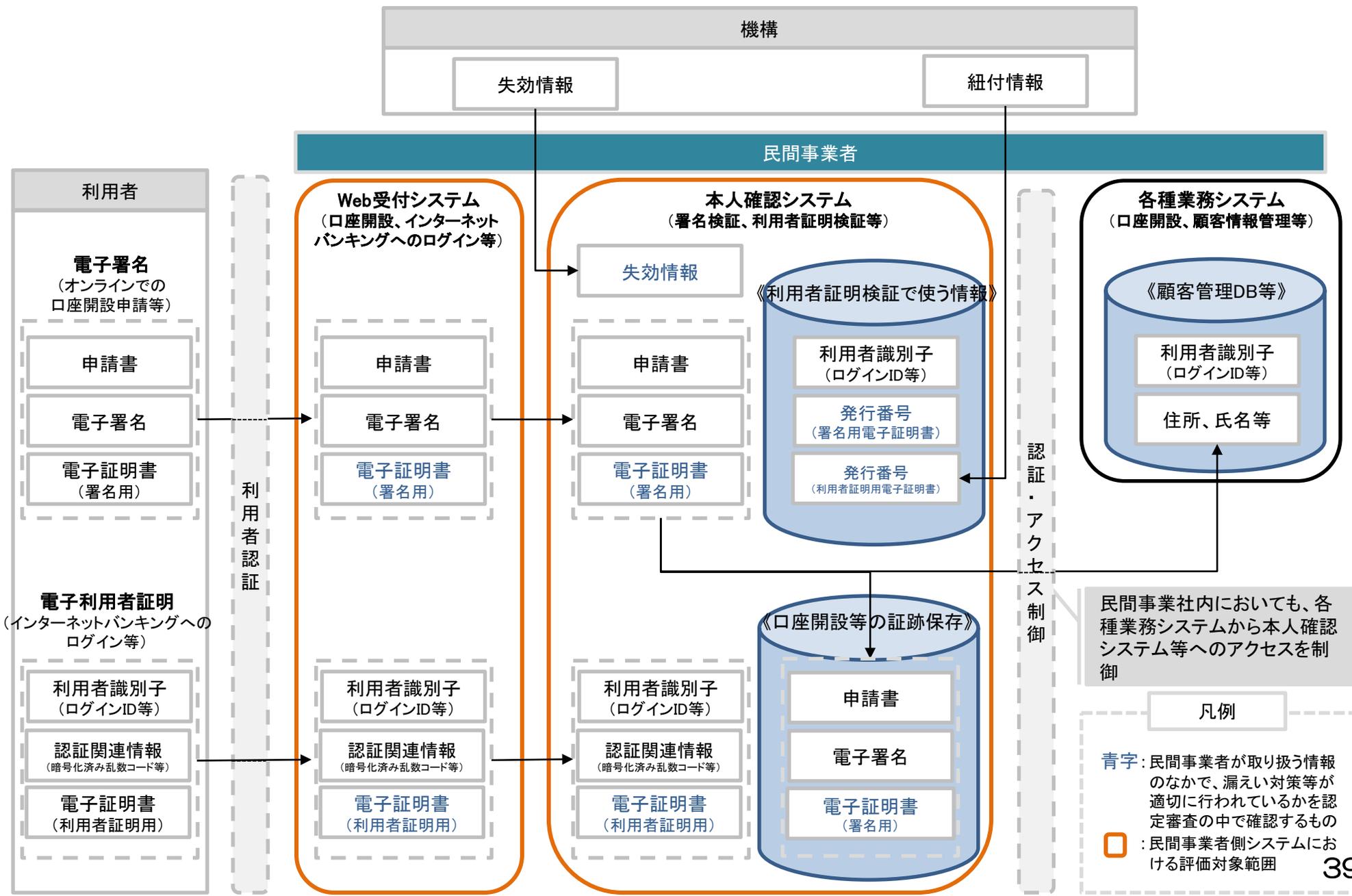
情報セキュリティに係る組織体制

署名検証等に係る民間事業者側の情報セキュリティ管理体制(責任者、業務実施担当者等)が整備されているかを評価する。

役員等の要件

役員及び業務統括責任者において、公的個人認証法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等に違反する等により、罰金の刑以上の刑に処せられた者等がないかを評価する。

民間事業者のシステム及び評価対象システム(イメージ)



民間事業者における公的個人認証サービスの活用（総務大臣認定制度・プラットフォーム事業者制度）①

公的個人認証サービスの民間開放（平成28年1月～）

- ✓ 行政機関等に利用が限定されていたが、インターネットによるサービスや電子商取引が普及・発展していくなかで、民間においても、安全・安心なサービス利用や取引を実現する観点から、より確実に本人確認を行うことができる環境づくりが求められたことにより、公的個人認証法の改正により民間事業者にもその利用を開放。

総務大臣認定制度

- ✓ 公的個人認証サービスの利用に当たり、民間事業者は
 - 利用者から電子証明書（記載事項：基本4情報、電子証明書の発行番号（一意の番号）等）
 - J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から電子証明書の失効情報 等、極めて重要な個人情報を取扱うこととなる。
- ※ 受領した電子証明書を失効情報と照合し、失効していないことを確認することにより当該電子証明書の有効性確認を行う。
- ⇒ システム上の措置や組織・人的な措置等の一定の基準を満たす事業者にのみ利用を認める総務大臣認定制度を創設。
- ≪総務大臣認定基準の主な項目≫
- ① システム上の措置（不正アクセス等の防止措置、担当者以外が操作できないような措置、システムの動作記録を取得 等）
 - ② 組織・人的な措置（従事者の責任や監査等を定めた業務手順書、他の事業者と業務を行う際の秘密保持、責任者の明確化 等）

プラットフォーム事業者制度

- ✓ 総務大臣認定を受けるに当たって、データセンターの整備・運用等の一定のコストが必要となる場合があり、民間事業者への普及拡大にあたっての阻害要因となり得る。
- ⇒ 既に総務大臣認定を受けた事業者（PF事業者）に、電子証明書取扱等の業務を全て委任した事業者（SP事業者）も公的個人認証サービスの効果を楽しむことができる「プラットフォーム事業者制度」を創設。
- ※ プラットフォーム（PF）事業者：公的個人認証サービスの基盤（プラットフォーム）を提供する事業者
サービスプロバイダ（SP）事業者：利用者（エンドユーザー）に直接サービスを提供する事業者

民間事業者における公的個人認証サービスの活用（総務大臣認定制度・プラットフォーム事業者制度）②

通常のケース (自社が総務大臣認定を受け署名検証者となる)

認定基準の主な項目

- ①システム上の措置(不正アクセス等の防止措置、担当者以外が操作できないような措置、システムの動作記録を取得等)
- ②組織・人的な措置(従事者の責任や監査等を定めた業務手順書、他の事業者と業務を行う際の秘密保持、責任者の明確化等)

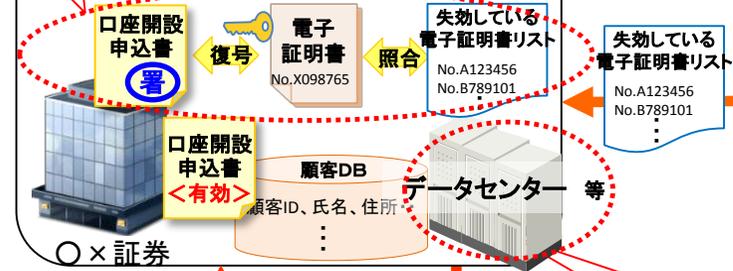
①行政手続

申請

認定

③機微な情報の管理、署名検証業務

総務大臣認定事業者<署名検証者>



②設備投資



サービス利用者 <エンドユーザー>



プラットフォーム事業者を活用したケース

プラットフォーム(PF)事業者 <署名検証者>

申請

認定



委託を受けた旨の届出

失効している電子証明書リスト
No.A123456
No.B789101

委託

口座開設申込書 <有効>
※電子証明書情報や失効情報等の機微な情報は含まない

J-LIS 地方公共団体情報システム機構 Japan Agency for Local Authority Information Systems



サービスプロバイダ(SP)事業者 <みなし署名検証者>



※従来どおりの顧客情報の管理

サービス申込み

サービス利用者 <エンドユーザー>



※PF事業者に委託することで
①行政手続
②設備投資
③機微な情報の管理、署名検証業務 を要せずに
公的個人認証サービス活用によるオンラインサービス等の充実・拡大を図ることができる。

サービスを利用するための手数料等の経費(想定)

A 独自で評価対象システムを導入する民間事業者における経費

a 利用開始に当たり発生する経費(イニシャルコスト)

評価対象システムの導入費

b 利用開始後、発生する経費(ランコスト)

- ① 評価対象システムの保守費
- ② 失効情報等の提供に係る手数料

B PF 事業者に委託する民間事業者における経費

a 利用開始に当たり発生する経費(イニシャルコスト)

PF事業者の評価対象システムと連携するための改修に係る経費

b 利用開始後、発生する経費(ランコスト)

- ①' PF事業者の設置・管理する評価対象システムの利用料
- ②' 失効情報等の提供に係る手数料

公的個人認証サービスにおける民間署名等検証者の情報提供手数料の設定について(1/2)

1. 基本的な考え方

- ① 低廉性: インターネット取引等の基盤として、多様な業種の多数の事業者にご利用頂けるよう、十分に低廉な料金設定とする。
- ② 公平性: 多様な業種の多数の事業者の利用を想定し、サービス利用に応じた料金設定とする。
- ③ 持続性: サービスが持続可能となるよう、サービスの利用が拡大する将来においては、利用者の負担(電子証明書発行手数料(国民)及び情報提供手数料(府省等・民間事業者)並びに地方の利用相当負担)で、サービスの費用を賄うことが見込める料金設定とする。*

※【注】 サービスの費用は、これまで利用者に代わりほぼ地方が負担。今後、これに加え、当面、国が、番号法施行に伴う費用増加及びマイナンバーカード普及促進の観点から、電子証明書発行手数料相当額を負担。

2. 情報提供手数料

- ① 当面は、利用促進を図るため、民間事業者から見たサービス利用のメリットを分析し、「低廉性」を重視した単価とする。※【注1】
- ② 「公平性」等の観点から、利用に応じた料金(従量制)を基本としつつ、※【注2】多様な業種・事業者に適切に対応するため、「大口割引」等を可能にするための規定も設ける。
- ③ 当該単価等は、当面のものであり、利用の拡大等に応じ、柔軟かつ適切に見直しを行う。特に、単価の低減が図れるよう、利用の拡大に積極的に取り組む。※【注3】

※【注1】 手数料の単価では、当面(5年程度)は、利用者の負担のみで費用を賄うことは難しいと考えられる(地方及び国の負担が継続する)が、将来的に、サービスの利用が拡大・定着すれば、利用者の負担のみで費用を賄うことが期待できる単価であり、「持続性」にも配慮している。

※【注2】 「定額制」では、「利用の少ない者」の利用が進まず、「利用が多い者」の利用に応じた負担がなされない(すなわち、「公平性」及び「持続性」の観点から、課題がある)。このため、「署名等検証者からの問い合わせに対して失効情報の集合物を提供する方法」又は「即時に応答する方法」の別を問わず、有効性確認を行った件数に応じた「従量制」を基本とする。

※【注3】 情報提供手数料を含めた利用者の負担が、サービス全体の経費を超えないことは当然。よって、将来的に、利用が拡大していけば、単価を低減させることが可能。そのような状況になることをめざし、利用の拡大に向け、積極的に取り組む。

公的個人認証サービスにおける民間署名等検証者の情報提供手数料の設定について(2/2)

【手数料】

- ◆ **署名用電子証明書**の有効性確認を行った件数 × **20円**
- ◆ **利用者証明用電子証明書**の有効性確認を行った件数 × **2円**
- ◇ 大口の利用、利用事務・事業の公益性その他の事情にかんがみ、手数料の単価又は総額の減額を行う場合がある。
 - **現況確認のための有効性確認**は、利用者毎に年間2件以上であっても、**1件とみなす**。
(CRLを利用する場合で、かつ、現況確認のために行う確認であることが認識できるものとして機構が認めるものに限る。)
- ※1 対応証明書の発行の番号の提供は、利用者証明用電子証明書と同様に、2円/件。
- ※2 平成29年1月より提供開始の「電子証明書の新旧シリアル番号の紐付けサービス」及び「年齢判定機能」については、当該機能を使用する前提として電子証明書の有効性確認の実施が必須となることから、手数料としては有効性確認のための情報提供手数料のみを徴収し、当該機能の使用料等を名目とした追加の徴収は行わない。

【民間事業者から見たサービス利用のメリット分析】

- ◆ 署名用を利用することによる主なメリットは、次のとおりであり、これらを総合的に勘案し、20円と設定した。
 - ① 「住民票記載の正確な氏名・住所等の4情報＋有効／無効」が取得できる。
 - ② 申請等の否認・改ざん、なりすましを防止できる(法的な真正成立推定効も得られる。)(ネットバンキングの不正送金被害約31億円(27年))。
 - ③ 銀行等において、口座開設時に必要となる本人確認書類の郵送の負担(郵便代82円等)が不要となる。
 - ④ 利用者証明用とあわせ利用することで、氏名・住所の異動を把握できる(確認葉書郵送の負担(郵便代62円等)がなくなる。)
- ◆ また、利用者証明用を利用することによる主なメリットは、次のとおりであり、これらを総合的に勘案し、また、住基ネット手数料の大口料金(3円)等を参照して、署名用の10分の1である2円と設定した。
 - ① なりすましログインを防止できる(不正送金等の被害を防止できる。)(安心感の増大から取引拡大も期待できる。)
 - ② 署名用とあわせ利用することで、氏名・住所の異動を把握できる(確認葉書郵送の負担(郵便代62円等)がなくなる。)

サービスの利用を開始するまでの手順(イメージ)

A 独自で評価対象システムを導入する民間事業者における手順

ステップ1: 技術仕様等の入手

民間事業者は、J-LISとNDA(機密保持契約)を締結し、サービスに係る技術仕様書入手して、評価対象システムの設計を行う。

ステップ2: 大臣認定の手続き

民間事業者は、大臣認定の申請を行う。総務大臣は、認定基準を満たしているかの確認を、認証業務を行うJ-LISに依頼する。
総務大臣は報告を踏まえ、大臣認定を行う。

ステップ3: サービスの利用準備

民間事業者は、大臣認定を受けた設計書等に基づき、評価対象システム等を構築する。

B PF事業者に委託する民間事業者における手順

ステップ1': PF事業者の選定・調整

業界として、又は個別に、PF事業者を選定し、その接続方法やサービス利用料などについて、調整を行う。

ステップ2': サービスの利用準備

民間事業者は、サービスを利用するために必要となる業務システムの改修を行う。

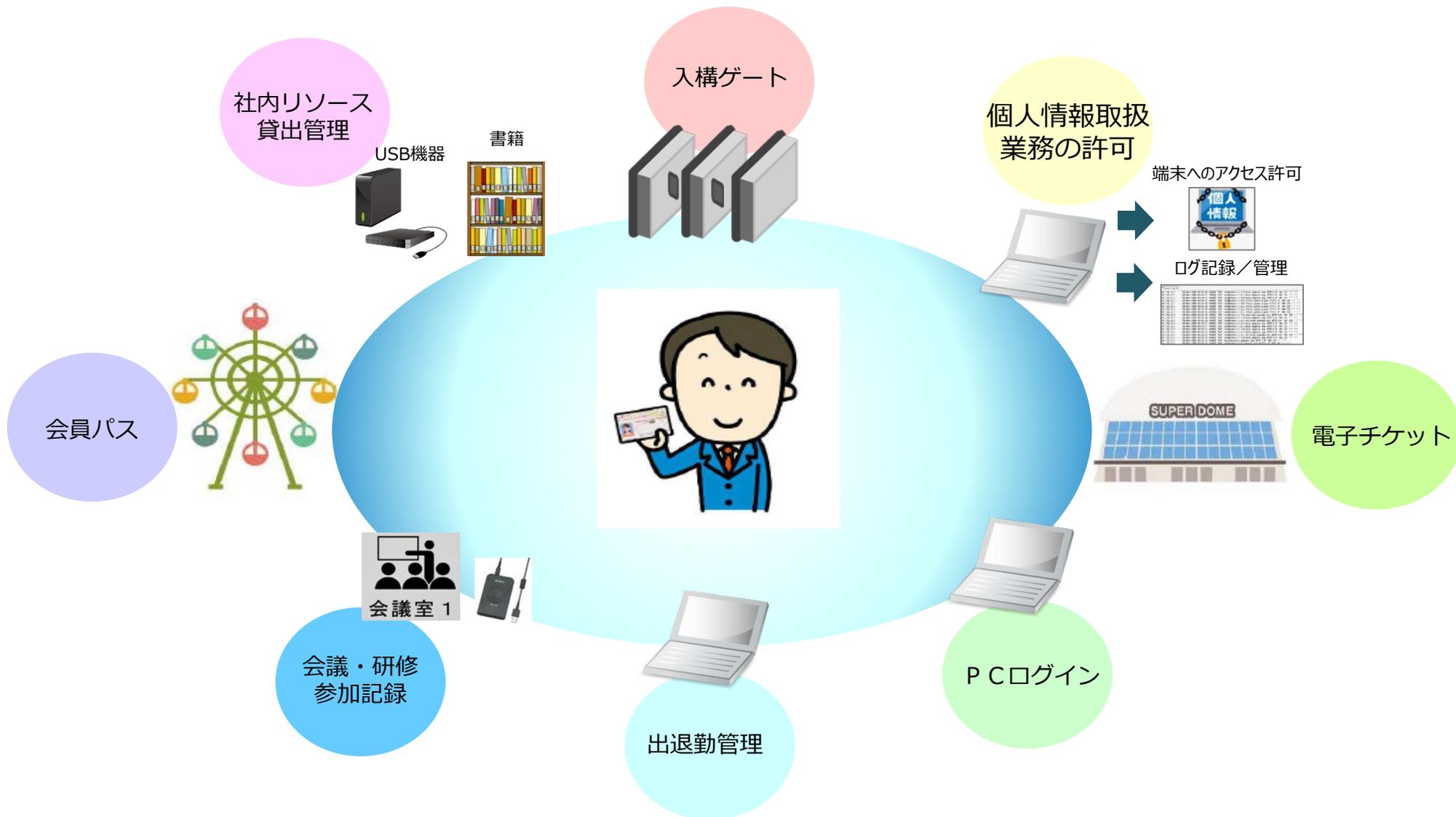
公的個人認証サービスの民間事業者に係る総務大臣認定の実績について

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第17条第1項第6号の規定に基づく総務大臣認定事業者については、次のとおりです。

平成29年12月15日現在

民間事業者名	署名検証者 認定日	利用者証明検証者 認定日
日本デジタル配信株式会社	H28.2.12	H28.2.12
一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構	H28.2.12	H28.2.12
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	H28.4.28	H29.2.3
GMOグローバルサイン株式会社	H28.5.25	H28.5.25
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	H28.7.11	H28.7.11
株式会社野村総合研究所	H29.2.24	H29.2.24
凸版印刷株式会社	H29.3.27	H29.3.27
株式会社システムコンサルタント	H29.7.12	H29.7.12
サイバートラスト株式会社	H29.10.1	H29.10.1
株式会社サイバーリンクス	H29.12.12	H29.12.12
日本電気株式会社	H29.12.15	H29.12.15

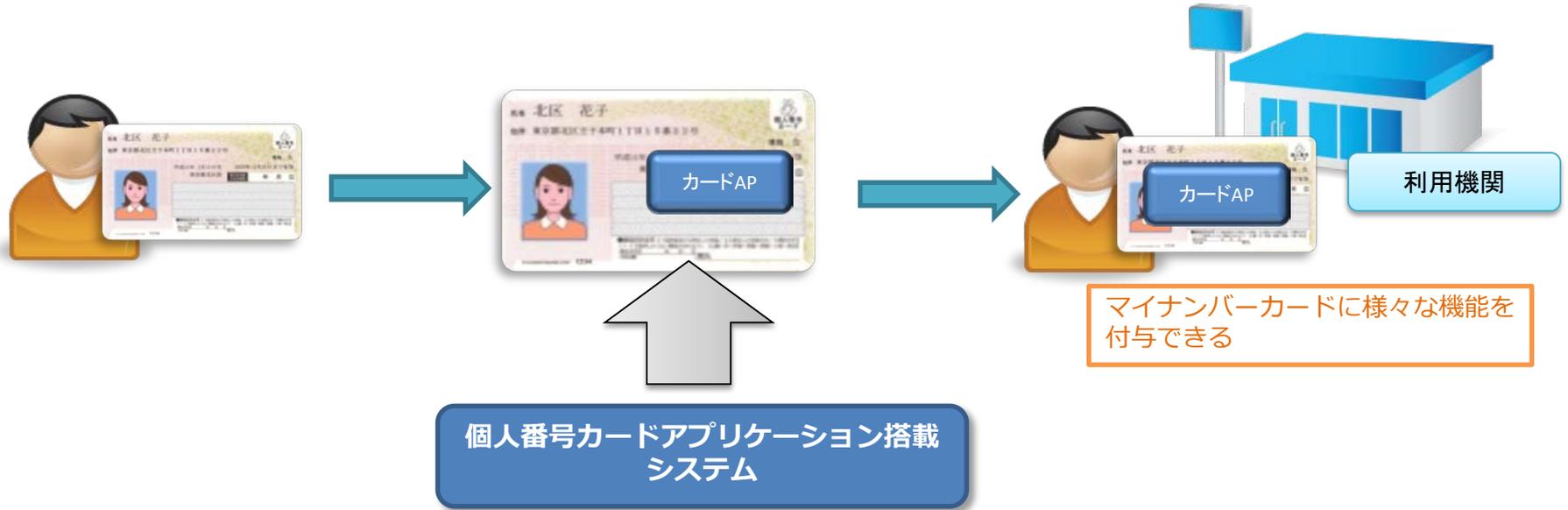
空き領域へのAP搭載によるマイナンバーカードの活用イメージ



マイナンバーカードの空き領域にカードアプリケーション(以下「カードAP」という。)を搭載することにより、1枚のカードで、さまざまなサービスを提供することが可能となる。

個人番号カードアプリケーション搭載システムとは

個人番号カードアプリケーション搭載システムは、マイナンバーカードに対し利用機関の任意のカードAPを搭載することで、個人番号カードを利用した業務・サービスを行えるようにするためのシステムである。



利活用におけるメリット

- ・市区町村が交付するマイナンバーカードを使用するため、新規でカードを作成する必要がない。
- ・カードの有効期限が10年間のため、当面使用できる。
- ・国際規格に準拠したセキュリティの高いカードである。
- ・個人番号カードアプリケーション搭載システムとカードAP内の情報を読み書きするソフトウェアはJ-LISが提供しているため、安価で容易にサービスの導入が可能。

空き領域に搭載するカードAPについて

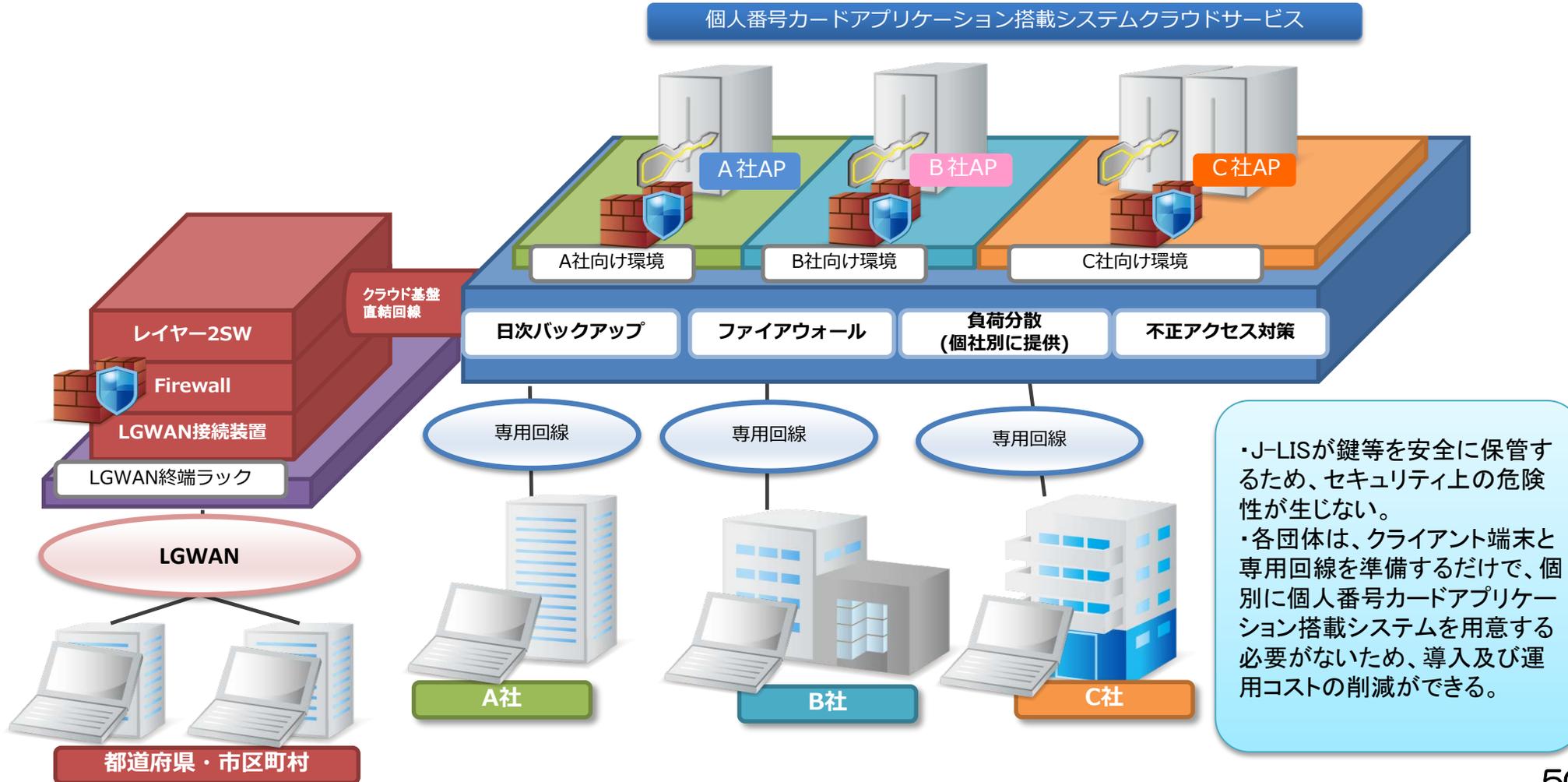
空き領域(拡張利用領域)に搭載するカードAPとして3種類の標準タイプのカードAP(以下「標準カードAP」という。)を、J-LISが無償で提供している。

種別	概要	情報	パスワード	相互認証	格納データの暗号化
タイプA (レコード型AP)	相互認証を行うため、厳密な認証が必要とされるケースに適しています。(主に、コンビニ交付、印鑑登録証、自動交付機等で使用)	ID等	あり/なし	あり	なし
タイプC (共通カードAP)	認証不要でIDを読み出すことが可能なアプリケーションです。(主に図書館、ポイントサービス等で使用。)	IDのみ	なし	なし	なし
タイプD (バイナリ型AP)	格納できるデータ容量が大きく、データの暗号化を行うアプリケーションです。(主に、避難者情報等の4情報を取り扱うサービスで使用。)	ID等	あり/なし	あり	あり

標準カードAPの利用が適さないシステムにおいては、独自仕様のカードAP(以下「独自カードAP」という。)を利用することも可能。(独自カードAPは、カードアプリケーションアダプタを使用した独自カードAPを、J-LISが無償で提供する。)

個人番号カードAP搭載システムのクラウドサービス提供

個人番号カードアプリケーション搭載システムをJ-LISがクラウドサービスとして提供することで、個人番号カードにカードAPを搭載する各団体(国、都道府県、市区町村、民間事業者等)において、それぞれカードアプリケーション搭載システムを独自に用意する必要がなくなるため、個人番号カードの利用の開始が容易になり、かつ、利用に係るコストの削減ができる。



個人番号カードアプリケーション搭載システムの利用のための法基準適合性の確認

個人番号カードアプリケーション搭載システムを利用するに当たっては、次の基準に適合する必要がある。

1 役員等の基準

- ・役員等に反社会勢力に該当する者がいないこと。

2 カードAP等の基準

- ・J-LISが規定するカードAPを使用すること。
- ・カードAPの搭載を行うシステムは、J-LISが整備するものを利用すること。
- ・カードAPの搭載を行うシステムと端末の通信は専用回線とし、カードAP搭載に必要な通信のみ許可し、交換するデータは暗号化すること。
- ・端末はカードAP搭載の専用端末とし、ウイルス対策、物理的な保護対策を講ずること。
- ・端末の管理者を任命し、端末の操作者のアクセスを生体情報等で確認を行うこと。
- ・端末の操作ログを取得すること。

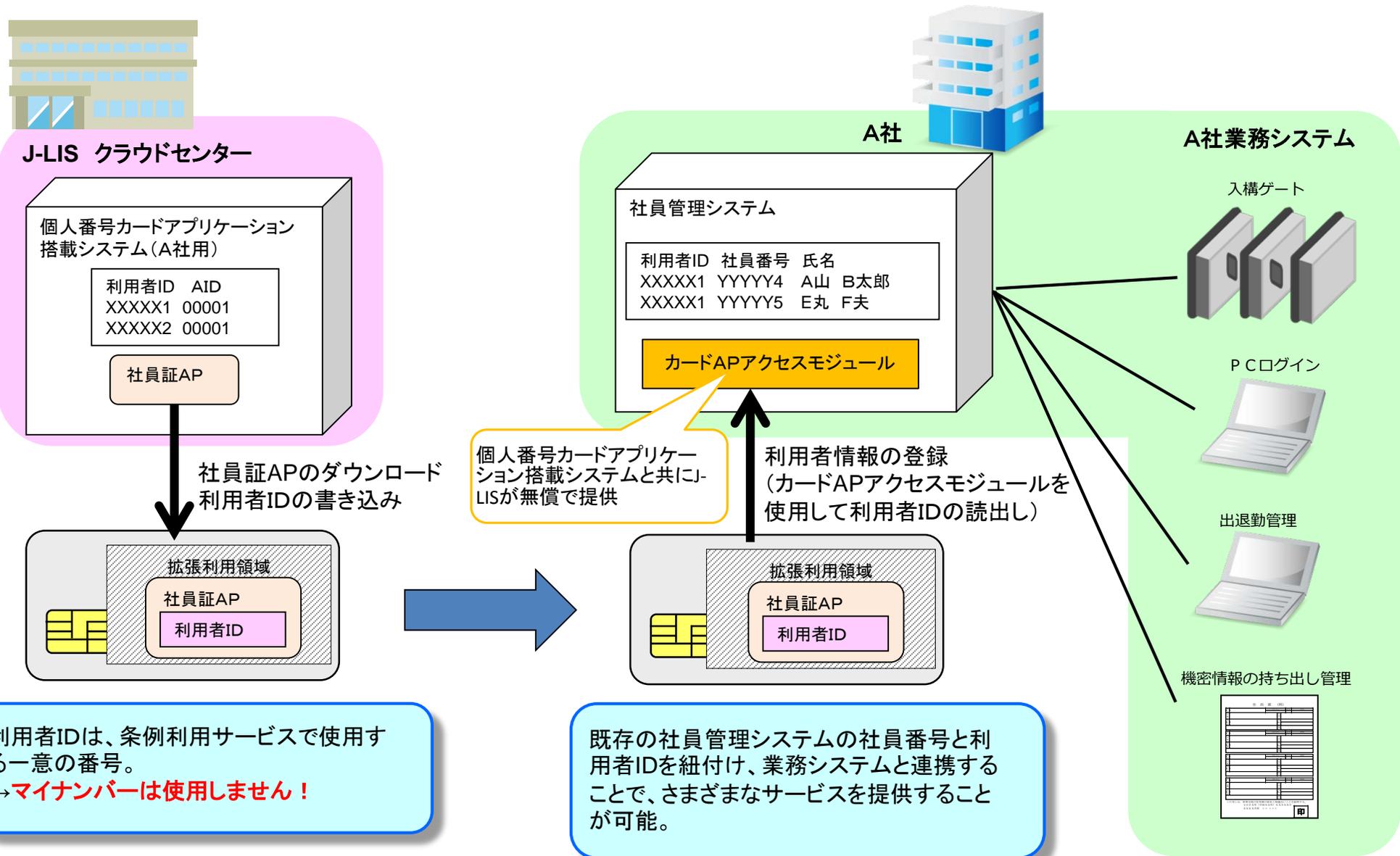
3 業務等の基準

- ・カードAPの搭載等の業務について、規程等により明確に定め、業務を適切に実施すること。
- ・業務の委託を行う場合は、委託先事業者に対し同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。
- ・業務の監査の結果及びカードAPの搭載等の件数を年1回総務大臣に報告すること。

個人番号カードアプリケーション搭載システム サービス開始までのステップ



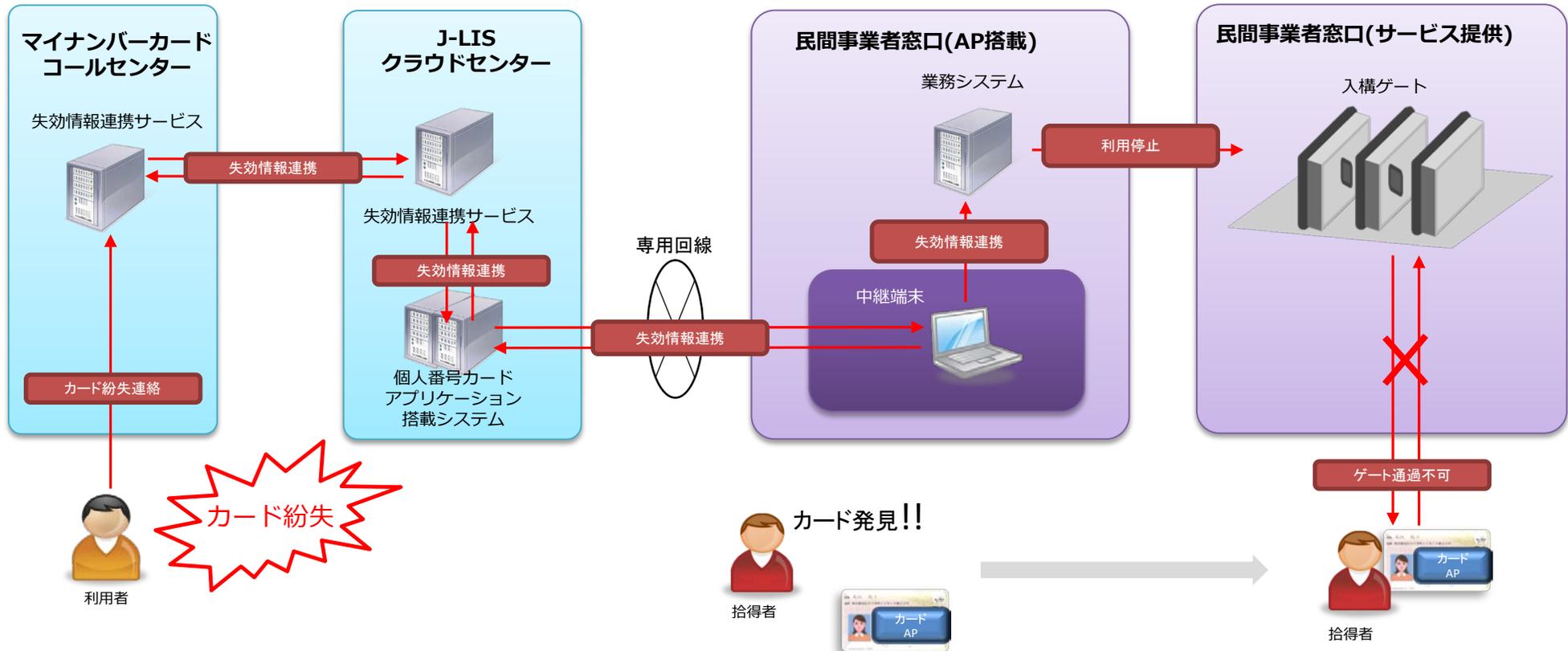
マイナンバーカードを社員証として利用



失効情報連携

カード紛失、盗難時には、利用者がマイナンバーカードコールセンターに連絡すると、失効情報が個人番号カードアプリケーション搭載システムを通じて、民間事業者に自動で連携される。民間事業者は、失効情報を業務システムに連携することによって、サービスを停止することができる。(個人番号カードアプリケーション搭載システムでの失効情報の更新は、1日1回行われる。)

なお、急ぎで停止する場合は、業務システム側で直接止める対応をしていただく必要がある。



カードAP搭載からサービス利用までの流れ

カードAP搭載者は、個人番号カードアプリケーション搭載システムを利用してAP搭載端末から個人番号カードに対してカードAPを搭載する。
業務システムのサービス設定端末において、搭載したカードAPのパーソナライズを実施する。
利用登録が済んだら、サービス側(入構ゲート、社員PCのログイン等)で使うことができる。

J-LIS クラウドセンター

個人番号カード
アプリケーション搭載
システム



専用回線

カードAPの搭載

民間事業者窓口(AP搭載)

業務システム



利用登録

パーソナライズ

利用登録

カードAP搭載者

AP搭載
端末



サービス
設定
端末

カードAPの搭載

利用設定

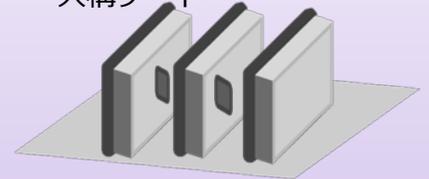


利用者



民間事業者窓口(サービス提供)

入構ゲート



社員PC

PCログイン

ゲート通過



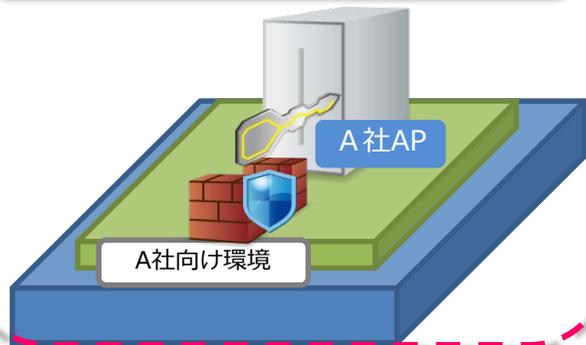
利用者



カードAP利用のために民間事業者において必要な準備

システムの準備

個人番号カードAP搭載システム
クラウドサービス



J-LISが
準備

民間事
業者が
準備

専用回線

①



カードAP搭載端末

②



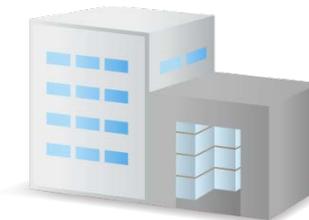
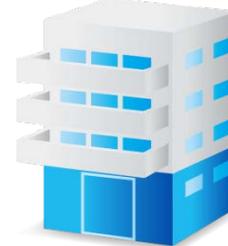
業務システム

申請手続きの準備

総務省

J-LIS

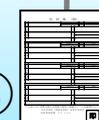
指定クラウド事業者



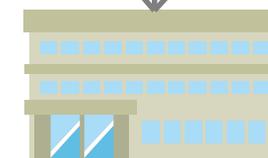
③



④



⑤



民間事業者

①カードAP搭載端末と専用回線	②業務システムの改修	③総務省への申請	④J-LISへの申請	⑤指定クラウド事業者への申請
端末機器、ICカードリーダライタ、専用回線、ネットワーク機器等の調達等	利用者IDを業務システムの利用者と紐付ける機能の改修等	総務大臣による法基準適合性の確認	クラウドサービス利用申込書、カードAP登録申請書等	クラウドインフラ利用申請等

マイナンバーカードのアプリの概要

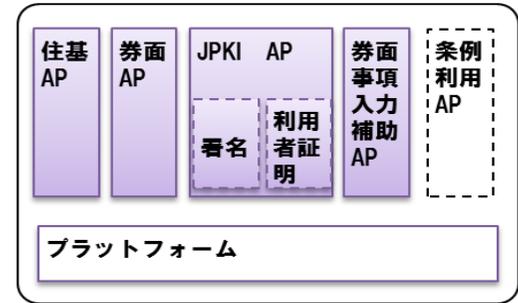
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



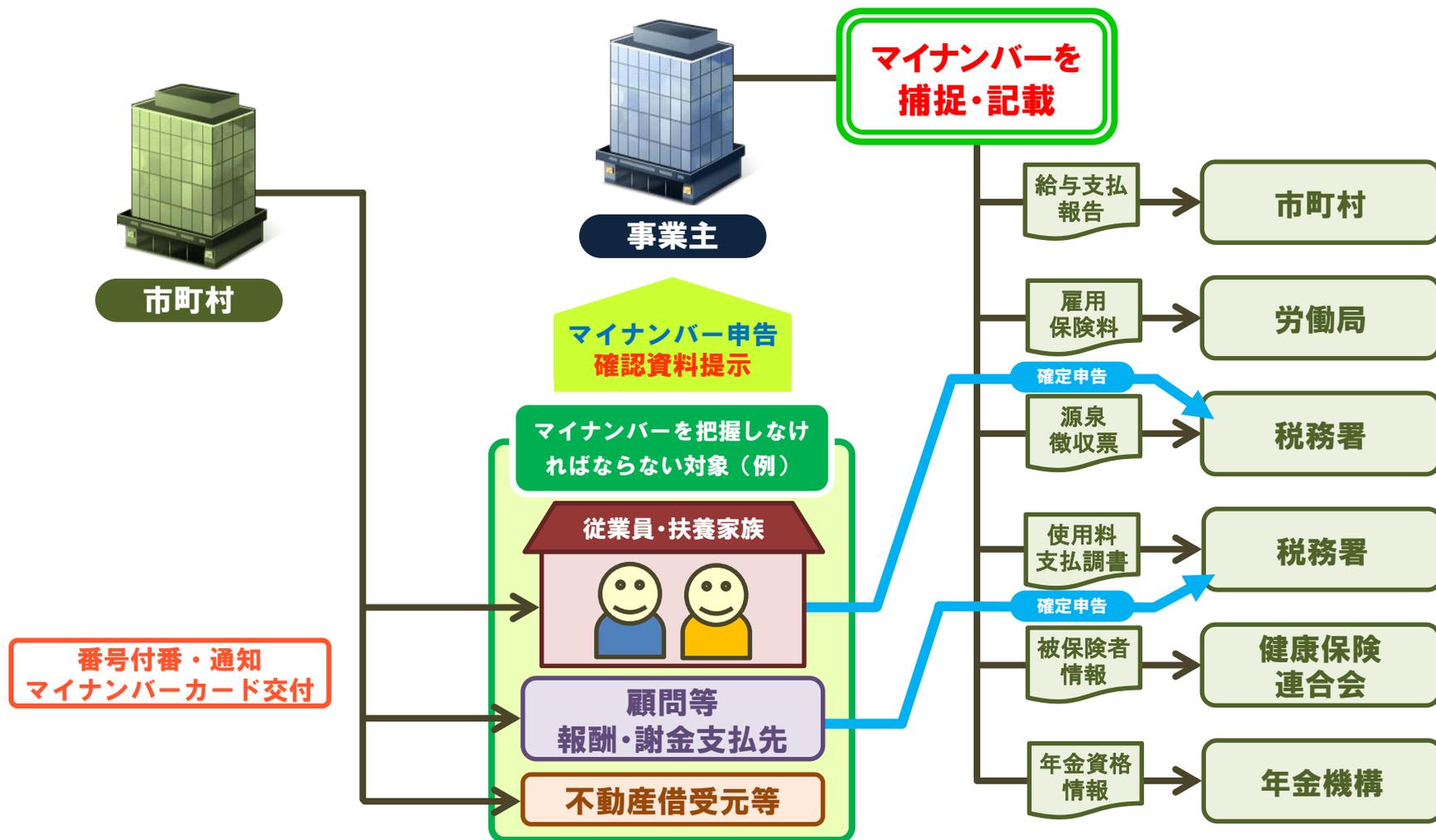
マイナンバーカードのAP構成



AP	マイナンバー取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
券面AP	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対面における券面記載情報の改ざん検知 対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 <p>(記録する情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 表面情報: 4情報+顔写真の画像 裏面情報: マイナンバーの画像 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーを利用できる者 表と裏の券面情報 : 照合番号A(マイナンバー12桁) マイナンバーを利用できない者 表の券面情報のみ : 照合番号B(14桁:生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
JPKI-AP	<p>(署名用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請に利用 <p>(利用者証明用)【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータル等のログインに利用 	<p>暗証番号(6~16桁の英数字)</p> <p>暗証番号(4桁の数字)</p>
券面事項入力補助AP【新規】	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーや4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 <p>【記録・利用する情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①マイナンバー及び4情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③4情報 及びその電子署名データ <p>注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①については、暗証番号(4桁の数字) ②については、照合番号A(マイナンバー12桁) ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力するようなケースで正誤チェックが可能となる。 ③については、照合番号B(14桁:生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
住基AP	<ul style="list-style-type: none"> 住民票コードを記録 住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能 	暗証番号(4桁の数字)

※「暗証番号(4桁の数字)」については、統一の設定も可能。
ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

マイナンバー制度における事業主の責務(本人確認及びマイナンバーの捕捉・記載)



- ✓ 従業員、扶養家族、退職者、報酬受給者のマイナンバー捕捉・管理・報告
- ✓ マイナンバーの正確性・真正性を雇用主が確認・・・確認資料として一番確実：マイナンバーカード
- ✓ 把握の時期は事務ごとに決定される ⇒ 源泉徴収票は原則H29.1～

本人確認の方法(マイナンバーカードは1枚で番号確認＋身元確認が可能な唯一の書類)

番号確認

身元(実存)確認

① マイナンバーカード (法16)

② 通知カード (法16)

③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 (令12①)

④ ①から③までが困難であると認められる場合 (則3①)

ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)

イ 住民基本台帳の確認(市町村長)

ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認

エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定

① マイナンバーカード (法16)

② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 (則1①一、則2一)

③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの) (則1①二、則2二)

④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上(則1①三、則3②)

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書

イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。(則1③、則3③)

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ

イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所、の確認

ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認

エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認

オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でない時は、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認

⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認める時は、身元(実存)確認書類は要しない。(則3⑤)

対面／郵送(注：郵送の場合には書類又は写しの提出)

マイナンバーの入力を正確・迅速に行う～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その①)

主な利用主体・場面

- ◆ 個人番号関係事務・利用事務実施者が
- ◆ 従業員とその家族のマイナンバーを税や社会保障の各種帳票に記載する場面で

準備・利用の手順

準備



- ※ 機能追加
カード読込→マイナンバーを業務端末に表示→マイナンバーを業務DBに取込
- ※ 改修に必要な券面事項入力補助アプリのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構において開示(具体的な開発計画及び秘密保持契約の締結が必要)。

利用



- ①' 預かったカードをICカードR/Wにかざす。
- ②' カードを見てマイナンバーを入力する。(注)
- ③' 業務端末からカードに照会をかける。
- ④' 入力が正しければ、カードからマイナンバーが返され、業務端末に表示される。入力が誤りがある場合は、その旨が返され、業務端末に表示される。
- ⑤' 返されたマイナンバーを業務サーバに取り込む。

メリット

マイナンバーの正確な入力が可能に

(注)マイナンバーカードには、マイナンバーの入ったQRコードが記載されており、バーコードリーダーにより読込むソフト改修を行えば、さらに省力化が可能。

4情報の入力を正確・確実に行う～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その②)

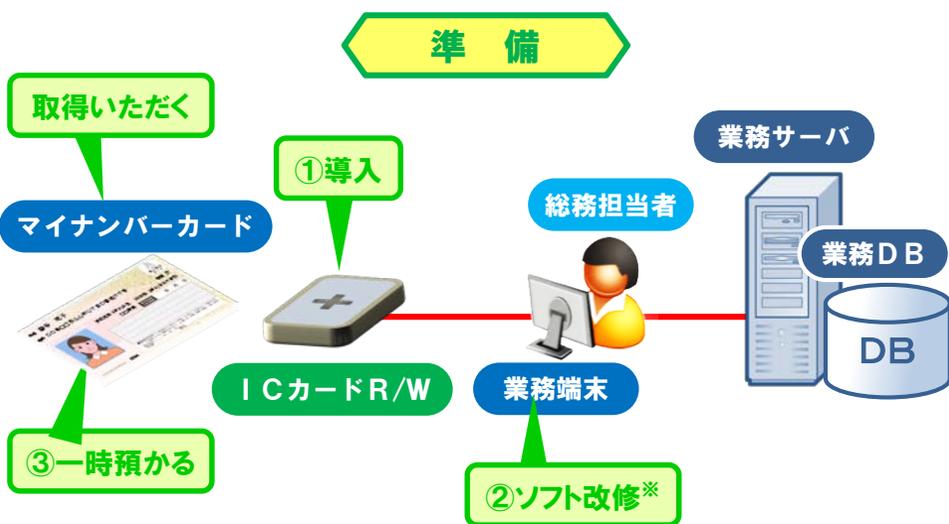
主な利用主体・場面

◆ 従業員等の4情報を記載する場面で

※マイナンバーを利用しないときも利用可能

準備・利用の手順

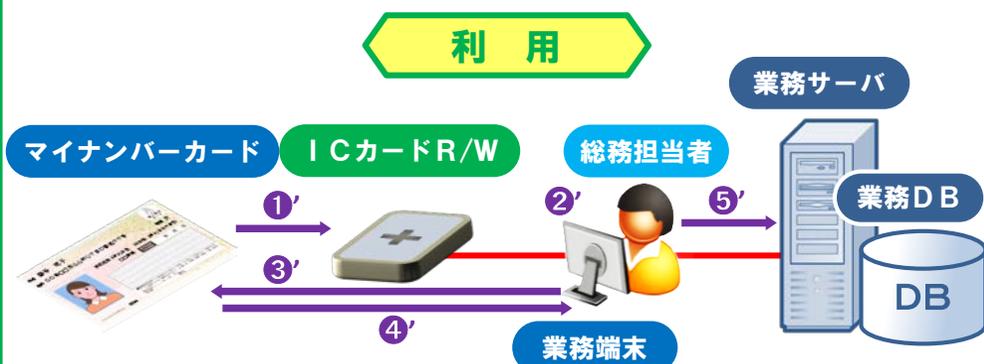
準備



※ 機能追加
カード読込→4情報を業務端末に表示→4情報を業務DBに取込

※ 改修に必要な券面事項入力補助アプリのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構において開示(具体的な開発計画及び秘密保持契約の締結が必要)。

利用



- ①' 預かったカードをICカードリーダー・ライター(R/W)にかざす。
- ②' カード表面を見て照合番号14桁を入力する。
(生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
- ③' 業務端末からカードに照会をかける。
- ④' 入力が正しければ、カードから4情報(テキストデータ)が返され、業務端末に表示される。
- ⑤' 返された4情報を業務サーバに取り込む。

メリット

4情報(氏名、住所、生年月日、性別)の確実な入力が可能

顧客・申請者の入力負担を軽減するために～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その③-1)

主な利用主体・場面

◆ 顧客・申請者の新規登録の場面で

- 民間事業者が、新たに顧客から申込を受ける場面で
- 行政機関が、行政手続の申請を受ける場面で

※ いずれも、対面・非対面(オンライン)を問わず利用可能

準備・利用の手順



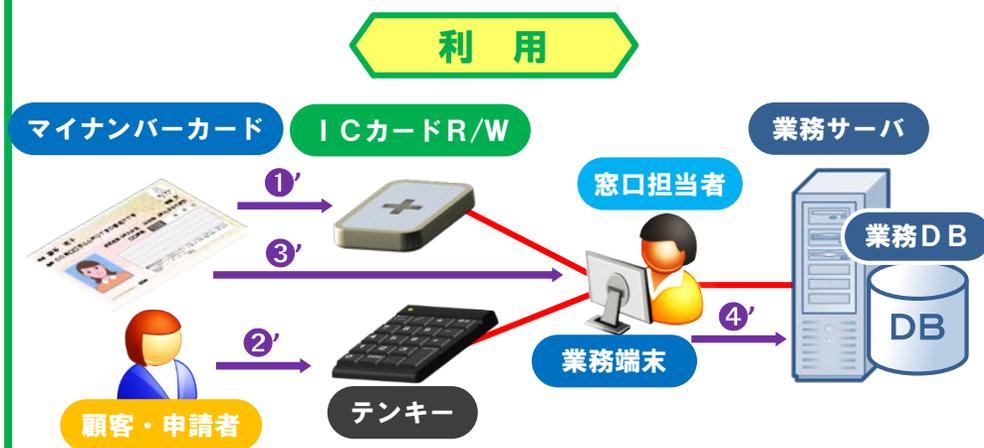
対

面

※ 機能追加

カード読込→マイナンバーを業務端末に表示→マイナンバーを業務DBに取込

※ 改修に必要な券面事項入力補助アプリのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構において開示(具体的な開発計画及び秘密保持契約の締結が必要)。



①' 顧客・申請者に、カードをICカードR/Wにおいていただく。

②' 顧客・申請者に、暗証番号(4ケタ)を入力いただく。

③' カードから、マイナンバー+4情報が取得され、業務端末に表示される。

④' 取得されたマイナンバー+4情報を業務サーバに取り込む。

メリット

マイナンバー+4情報の正確な入力が可能に

メリット

マイナンバー+4情報の入力の負担を軽減できる(顧客・申請者、事業者ともに)

(注)この利用方法は、マイナンバーの利用ができる者に限り、行うことができる。

顧客・申請者の入力負担を軽減するために～「券面事項入力補助アプリ」の利用方法(その③-2)

主な利用主体・場面

◆ 顧客・申請者の新規登録の場面で

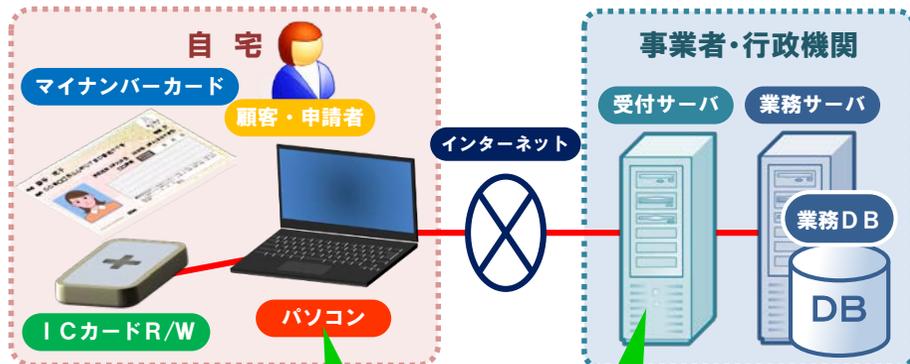
- 民間事業者が、新たに顧客から申込を受ける場面で
- 行政機関が、行政手続の申請を受ける場面で

※ いずれも、対面・非対面(オンライン)を問わず利用可能

準備・利用の手順

非対面(オンライン)

準備

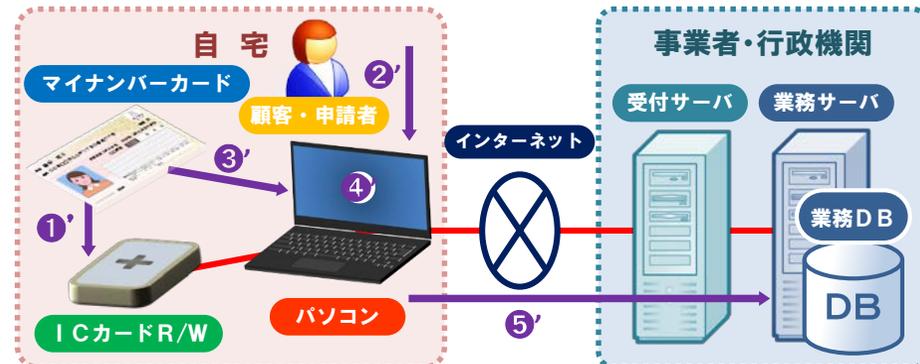


利用者が電子申請ソフトをインストール又は事業者がHP上の申請画面の改修※ (注)民間事業者・行政機関ごとに必要。

※ 機能追加: カード読込 → パソコンに表示された申請書の様式に自動でマイナンバー+4情報を取込

※ 改修に必要な券面事項入力補助アプリのインターフェースは、地方公共団体情報システム機構において開示(具体的な開発計画及び守秘義務契約の締結が必要)。

利用



- 1' 顧客・申請者が、カードをICカードR/Wにかざす。
- 2' 顧客・申請者が、暗証番号(4ケタ)を入力する。
- 3' カードから、マイナンバー+4情報が取得され、パソコンに表示される。
- 4' 取得したマイナンバー+4情報がパソコンに表示される申請書に取り込まれる。
- 5' パソコンから送信された申請書を業務サーバに取り込む。

メリット マイナンバー+4情報の正確な入力が可能に

メリット マイナンバー+4情報の入力の負担を軽減できる(顧客・申請者、事業者ともに)

(注)この利用方法は、マイナンバーの利用ができる者に限り、行うことができる。

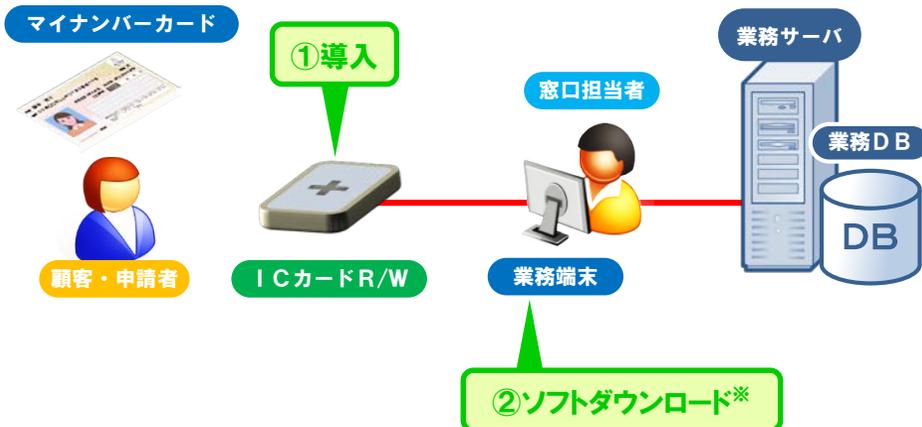
番号確認・本人確認を確実にを行うために～「券面事項確認アプリ」の利用方法

主な利用主体・場面

- ◆ 法令等で義務付けされた本人確認の場面で
 - 個人番号利用事務・関係事務実施者など
- ◆ その他の場面でも、自由に本人確認書類として利用可能
 - 対面(券面確認)の場面において、補助的に利用

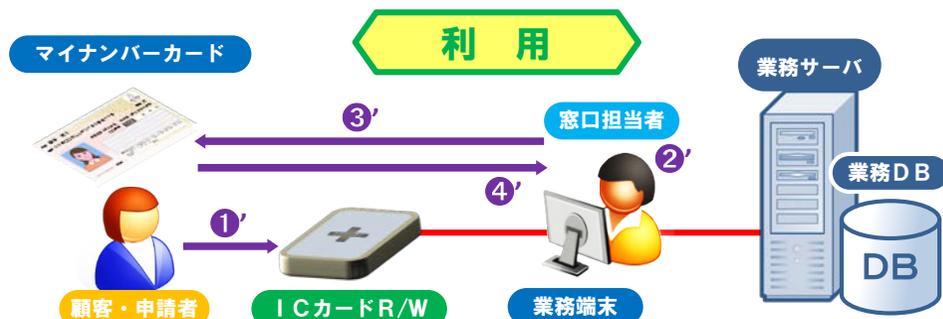
準備・利用の手順

準備



※ 券面事項確認表示ソフトウェア
(機構のHPからダウンロード可能とする予定)

利用



- ①' 顧客・申請者に、カードをICカードR/Wにおいていただく。
- ②' 窓口担当者が、券面を見て照合番号を入力。(注)
 - 照合番号< A マイナンバーを利用できる者：マイナンバー12桁
 - 照合番号< B マイナンバーを利用できない者：14桁
(生年月日6桁+有効期限西暦部分4桁+セキュリティコード4桁)
- ③' 業務端末からカードに照会をかける。
- ④' カードから券面情報が返され、業務端末に表示される。
 - 照合番号< A 表面と裏面の券面情報
 - 照合番号< B 表面の券面情報のみ

メリット カード券面の真正性の確認が可能に

メリット 確認したカード券面情報を印刷やデータで保存し、証跡を容易に残すことが可能に

民間事業者の皆様

～マイナンバーカード利活用に関する問い合わせ等はこちら～

総務省

マイナンバーカード民間事業者利活用相談担当
(総務省自治行政局住民制度課)

E-mail: mykey-cardrikatsuyou@soumu.go.jp

電話 : 03-5253-5517

ウェブサイト: http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/cardrikatsuyou.html

※公的個人認証サービス・ICチップ空き領域共通です。

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

公的個人認証サービス署名検証者担当

(地方公共団体情報システム機構個人番号センター公的個人認証部)

お問合せ: https://www.j-lis.go.jp/j-lis_corner/contact/form.xhtml

お問合せ先で「公的個人認証部」を選択の上、お問合せください。

ウェブサイト: https://www.j-lis.go.jp/jpki/cms_18.html

ICチップ空き領域カードAP搭載者担当

(地方公共団体情報システム機構研究開発部)

E-mail: icss01@j-lis.go.jp

電話 : 03-5214-8002

ウェブサイト: https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bango-ap/cms_bangoap.html